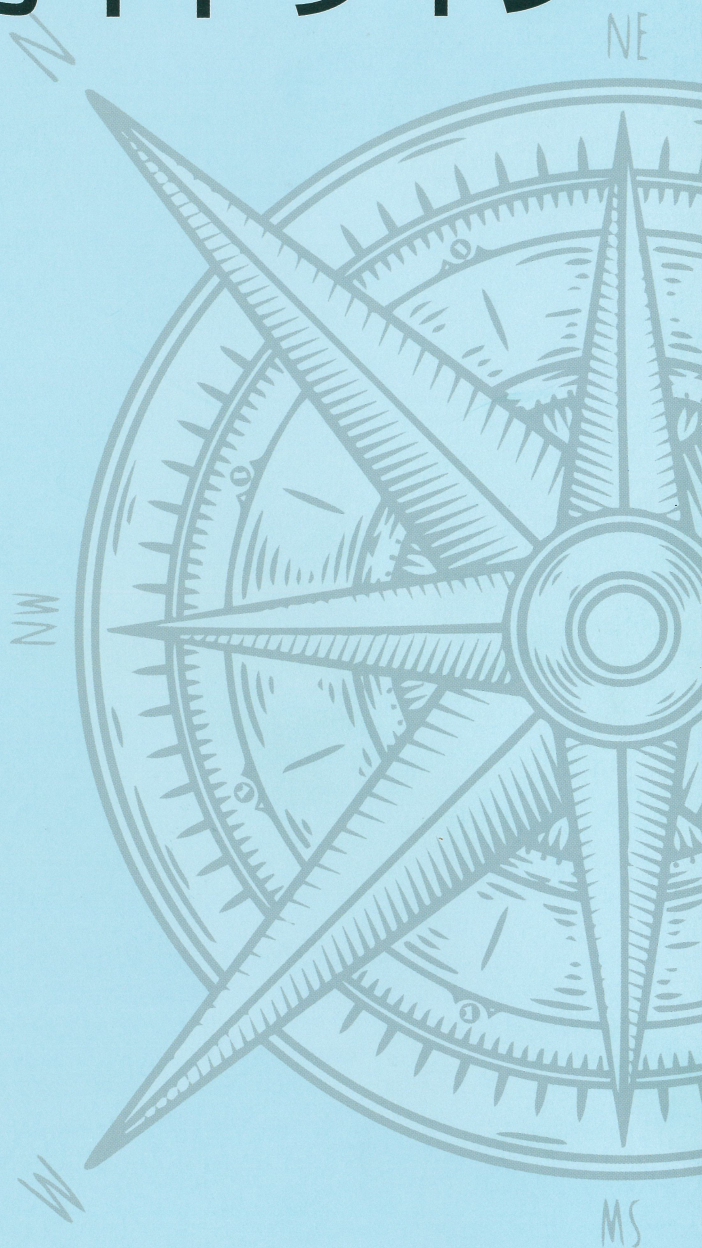


柔道整復師 臨床(地)実習ガイドライン



公益社団法人全国柔道整復学校協会
臨床実習ガイドライン検討委員会

柔道整復師倫理綱領

全国柔道整復学校協会と日本柔道整復師会は、柔道整復師の学術の研鑽と共に高い倫理性を具えることが柔道整復の進歩発展につながるものと考え、倫理綱領の制定を協同ですすめ、昭和 62（1987）年 6 月、これを制定した。

柔 道 整 復 師 倫 理 綱 領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところがあるが、限りない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名誉を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

1. 柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以って人類への奉仕に生涯を貫く。
2. 日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。
3. 相互に尊敬と協力を努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。
4. 学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意をもって接する。
5. 業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。

臨床実習ガイドライン発刊にあたり

柔道整復師学校養成施設（以下「学校養成施設」という。）については、平成12年教育科目から教育内容による規定への変更や単位制の導入など、カリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降、大きな改正が行われていませんでした。

その後、学校養成施設は大幅に増加しており、平成28年度においては平成10年度と比べると約8倍の増加となり、教育の質の低下が懸念される中、柔道整復師の診療報酬に当たる「療養費」を不正受給したとして、反社会的勢力や接骨院などの関係者が詐欺容疑で逮捕される事件や、その他社会的モラルに反する事件も発生しています。このように柔道整復師を取り巻く環境も変化していることから、学校養成施設における臨床実習の充実を含めた教育の抜本的改革を通じて、柔道整復師の質の向上が必要となりました。

このため、厚生労働省は、日本医師会代表、学識経験者、業界代表、柔整研修試験財団理事長、学校協会代表による10名の構成メンバーで、「柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会」（以下「改善検討会」という。）を発足し、平成27年12月から平成28年9月まで5回の改善検討会が開催されました。そして最終的に平成28年10月31日にとりまとめられた「改善検討会」報告書を受けて、厚生労働省と文部科学省により、平成29年3月31日付の柔道整復師学校養成施設指定規則の一部改正する省令が公布され、同年4月1日より施行されました。

この改善検討会での主な改善検討は、①総単位数の引き上げと最低履修時間数の設定 ②臨床実習の在り方 ③専任教員の見直し等でありました。その中の臨床実習の在り方に関する議論では、臨床実習施設の拡大及びその要件について検討がなされ、10年来の所願であった養成施設附属の臨床実習施設以外の場所での実習が許可されることとなり、臨床実習教育の強化が実現することとなりました。

本学校協会としては、改正に伴うコア・カリキュラムを作成することが急務であると認識していますが、養成施設附属の臨床実習施設以外の場所での実習を行う際の一つの指針として、臨床実習ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）をコア・カリキュラムに先行して作成するに至りました。

ガイドラインの作成にあたり、本学校協会の理事会において、制度委員会の委員からの選抜、併せて関口理事及び細野理事にも協力を仰ぎ、計8名の委員からなる「臨床実習ガイドライン検討委員会」を発足させることが決定し、この委員会は、平成29年3月から平成30年1月まで毎月1回のペースで計11回、開催いたしました。

ガイドライン作成の前段階として、盛り込むべき内容や構成に関しての意見交換を行う中で、東洋療法学校協会とも足並みを揃える必要性が議論され、構成については、当初、東洋療法学校協会のガイドラインを参考に基本的項目を組み立てました。ただし、臨床実習内容に関しては、実習の性質の違いから、そのまま踏襲することが困難である部分が多いため、柔整の独自性を意識しての作成となりました。

内容において特に意識したことは、「到達目標の設定とその評価の部分で、まずは最終ゴールをどこに置くかを決め、そこから逆算して卒業時にあるべきイメージを共有し、ガイドラインに沿って教育を進めることにより、どれだけイメージに近づけることができる

か」、また「技術的指針も大切ではあるが、患者貢献と臨床実習を通して学生が気づきを得ることが重要と考え、その工夫をすること」、更に「学校と施設（施術所、医療機関等）との関係性を明確化すること」でした。今後はこれを運用する中で継続的に改善を加えていく予定です。

本ガイドラインが、各養成施設における臨床（地）実習に活用され、高いレベルの臨床実習が実現し、質の高い柔道整復師育成を以って国民の保健衛生の向上に寄与できる一助となることを願います。

最後に、多忙の中、長時間にわたり時間をさいていただき、本ガイドラインの作成に尽力いただいた委員の先生方に、心より感謝を申し上げます。

平成30年4月吉日

（公社）全国柔道整復学校協会

制度委員会 担当理事 高山 雅行

臨床実習ガイドライン検討委員会

制度委員会	担当理事	高山 雅行	（東京柔道整復専門学校）
学校協会	理事	関口 正雄	（東京メディカル・スポーツ専門学校）
学校協会	理事	細野 昇	（呉竹医療専門学校）
委員長		楠本 高紀	（中和医療専門学校）
副委員長		藤井 義巳	（明治東洋医学院専門学校）
委員		吉田 晋	（東京柔道整復専門学校）
委員		片桐 恵子	（中央医療学園専門学校）
委員		八亀俊一郎	（呉竹鍼灸柔整専門学校）

柔道整復師 臨床（地）実習ガイドライン

目 次

はじめに

1. 趣 旨	1
2. 活用対象	1
3. 時間数と単位数及び実習期間並びに受入人数	2
4. 用 語	2
5. 臨床実習実施に係る手続き等フローチャート	3
I 臨床（地）実習の目的と目標	5
1. 臨床（地）実習の目的	5
2. 目 標	5
3. 実習生が行うことができる行為（施術の介助）	5
II 臨床実習指導者のあり方	7
1. 臨床実習における指導者（施術所、医療機関等）の役割	7
2. 臨床実習受け入れのための準備	7
3. 学校（実習調整者）との打合せ	8
4. 臨床実習中の実習調整者による施術所への訪問	8
5. 中間評価及び最終評価	9
6. 学生の提出書類	9
7. 臨床実習指導者から各学校への提出書類	9
8. 評 価	9
9. 臨床実習後のあり方	9
III 臨床実習調整者（教員）のあり方	10
1. 組織的対応（実習調整者会議）	10
2. 実習調整者に求められること	11
3. 実習調整者による学生へのオリエンテーション	12
4. 臨床実習中の実習調整者のあり方	13
5. 臨床実習後の学生の提出書類	13
6. 臨床実習後のあり方	13
7. 書類の保管	14
IV 学生のあり方	14
1. 臨床実習に向けての心構え	14
2. 臨床実習前の準備	14
3. 臨床実習中の留意事項	15
4. 学生の提出書類	15
5. 評 価	15
6. 臨床実習後のあり方	16

V	臨床実習カリキュラム	16
1.	臨地実習前教育で身につけておくべき基本的臨床能力	16
2.	臨地実習の期間における教育目標	18
3.	柔道整復師が身につけておくべき段階的実践的能力（知識・技能・態度）	20
4.	スキルの種類	23
VI	評価	25
1.	評価の手順	25
2.	本ガイドラインの評価の基本的考え方	25
3.	中間評価と最終評価の目的と記入方法	27
VII	各ハラスメント対策	28
1.	ハラスメントの定義	28
2.	セクシュアル・ハラスメント	28
3.	アカデミック・ハラスメント	28
4.	パワー・ハラスメント	29
5.	ハラスメントの相談	29
6.	守秘義務	29
7.	再発防止	29
8.	報復等不利益な行為の禁止	30
9.	オリエンテーションの実施	30
VIII	インフォームド・コンセント	31
1.	同意書	31
2.	学生の契約書	32
IX	医療事故の予防、発生後の対応	32
1.	臨床実習におけるリスクマネジメント	32
2.	組織として事故防止の取り組みを推進するための方策	33
3.	事故防止のための教育システムを考える	35
4.	臨床実習時の事故防止および事故発生時の対応	36
X	個人情報保護法と守秘義務	37
1.	個人情報の保護に関する法律の指導	37
XI	賠償責任保険・傷害保険	38
XII	シラバスの例示	40
	各種手続き資料等（参考例）	41
	様式 1～21	42～73
	参考資料 1～8	74～84
	参考文献	85

『柔道整復師 臨床（地）実習ガイドライン』

臨床実習ガイドライン検討委員会

はじめに

1. 趣旨

柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）が平成 29 年 3 月 31 日付けで公布され、同年 4 月 1 日より施行された。これにより総単位数を 85 単位から 99 単位以上に、最低履修時間数は 2,750 時間以上の設定となり、臨床実習も柔道整復師の臨床における実践的能力を向上するため 1 単位から 4 単位に拡充された。この拡充に伴い臨床実習施設の拡大及びその要件等についても検討がなされた。

臨床実習施設については、学校養成施設附属の臨床実習施設、柔道整復を行う施術所を基本として、整形外科や救急医療を行っている医療機関、スキー場等における救護所等のスポーツ施設及び機能訓練指導員を配置している介護施設等に拡大された。なお、機能訓練指導員を配置している介護施設等で行う臨床実習については 1 単位を超えない範囲とされた。

柔道整復を行う施術所の要件については①臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿った実習ができること。②5年以上の開業経験があること。③教員の資格を有する柔道整復師、又は5年以上実務した後に厚生労働省の定める基準に合った「柔道整復師臨床実習指導者講習会」を修了した柔道整復師である臨床実習指導者が配置されていること。④過去1年間の施術日の平均患者数が20名以上であること。⑤臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。⑥過去を含めて療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。⑦臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ることとされた。

臨床実習の教育目標は、柔道整復師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する知識を修得し、患者との適切な対応を学び、施術者としての責任と自覚を養うというものであり「柔道整復師 臨床（地）実習ガイドライン」はその指針を提示する。

2. 活用対象

本書の活用対象は原則、学校養成施設附属の臨床実習施設以外の施術所とし、医療機関等（医療機関、スポーツ施設、介護施設）については参考として扱ってほしい。

従前の指定規則等における臨床実習では養成施設内で1単位以上が設定されており、各養成施設において独自のカリキュラムが規定されているため対象外とした。

なお臨床（地）実習ガイドラインの呼称は臨床実習が実施される場が附属施設内からあらゆる場面が想定できる医療機関等（医療機関、スポーツ施設、介護施設等）に拡大されたことによって臨床実習と臨地実習の両因子があるため、臨床（地）実習ガイドライン（以降、本ガイドラインと呼称）とした。

3. 時間数と単位数及び実習期間並びに受入人数

1) 時間数と単位数

本ガイドラインは養成施設外の施設での臨床（地）実習を1単位、45時間で実施することを想定して作成した。これは「柔道整復師養成施設指導ガイドラインの一部改正について、7 授業に関する事項（3）臨床実習については、1単位45時間の実習をもって構成すること※1」に準拠したためである。

なお「Q&Aの送付について※2」の番号9では「臨床実習1単位（45時間）を、分割して実施することは可能か。」との質問に対して「見学実習を複数の施設等で行う場合や、教育効果を上げるために分割することが必要な場合などは分割して実施することも可能であるが、原則は分割せずに行うべきである。」等の回答がなされている。

2) 実習期間

本ガイドラインの臨床実習の実習期間の想定は以下の2つとした。例1では実習生1名につき1施設で1日8時間、1週間に1回の実習で約6週、例2では1日5時間で約9週の実習とした。

実習生が1施設において6回から9回の実習を行うことで新患が来院して受傷機転の聴き取りから判定、施術、指導管理、そして治癒に至るまでを経験知とするのに必要な期間として想定した。

表1. 実習期間の想定

	時間数	回数	総時間数	頻度	期間
例1	8時間（全日）	6回 ※6回目は5時間	45時間	1回／週	6週間
例2	5時間（半日）	9回	45時間	1回／週	9週間

3) 受入人数

施設（施術所、医療機関等）の規模等により対応は様々であると思慮できるため施設と学校間で調整を進めていただきたい。

なお、施術所では1施術所あたり1日全日で2名までが教育効果を上げることができる受入人数と判断する。

4. 用語

1) 臨床実習指導者

施術所及び医療機関等で学生の臨床実習の指導にあたる者

2) 実習調整者

養成施設の専任教員の中で主に学生の指導と臨床実習指導者との調整を図る柔道整復師教員

3) 実習調整者会議

本ガイドラインで呼称している名称。学校長と専任教員及び実習調整者等で構成さ

れる会議

4) 施術の介助

臨床実習指導者の指導・監督の下、当該指導者が主体的に行う施術について、実習生が参加・手伝いができる行為（I-3-2）実習生が行うことができる行為、参照）。

5) 形成的評価

学習の目標に到達しているか、到達していないとするとどこが足りないのか学習者が“気づく”ように学習の過程で行う評価で、学習過程の改善を目的としている。

※1 医政発 0331 第 52 号、平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省医政局長通知

※2 平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省医政局医事課事務連絡「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師養成施設における指定規則等の改正に関する Q&A の送付について」

5. 臨床実習実施に係る手続き等フローチャート

臨床実習実施に係る手続き等フローチャートを次に示した。II. 臨床実習指導者のあり方、III. 臨床実習調整者のあり方、IV. 学生のあり方の各項目で照会のこと。

なお図 1 は様式 4. と参考資料 3. そして参考資料 4. に準拠して作成した。

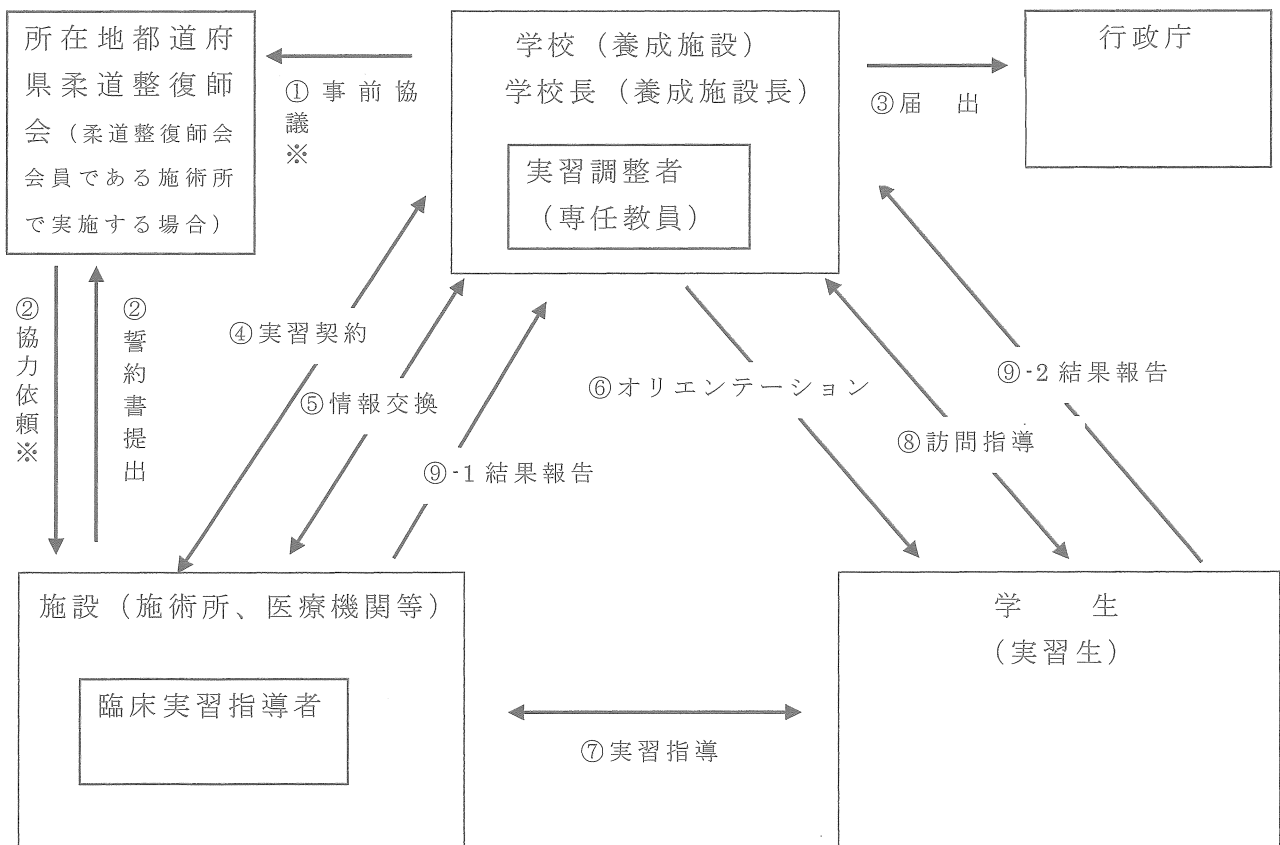


図 1. 臨床実習実施に係る手続き等フローチャート

No	動作区分	摘 要
①	事前協議※	・(公社) 日本柔道整復師会会員の施設を実習先として依頼する場合 臨床実習に関する協定書(参考資料4)参照
②	協力依頼※ 誓約書提出 ※	・(公社) 日本柔道整復師会から所属会員宛に、実習の協力依頼をする。 臨床実習に関する協定書(参考資料4)参照
③	届 出	・次の書類を所在地都道府県知事に提出する。 変更届出書 変更理由書 変更について法人の決定を確認できる書類(議事録の写し等) 臨床実習施設又は実習施設の新旧対照表 臨床実習施設承諾書又は実習施設承諾書(様式2) 臨床実習施設に関する調書(概況書)又は実習施設に関する調書(概況書)(様式3-1、様式3-2) その他変更事項を確認できる書類
④	実習契約	・委託書(様式1) ・承諾書(様式2) ・概況書(様式3-1・3-2) ・契約書(様式4) ・臨床実習費用の支払い方法協議(参考資料4)
⑤	情報交換	・学生プロフィール(様式5) ・諸規定等(参考資料2) ・履歴書(様式6-1・6-2) ・臨床実習指導計画書(様式7)
⑥	オリエンテーション	・各種指導 ・諸規定等(参考資料2) ・個人情報等に関する説明文書(様式11) ・個人情報等に関する誓約書(様式12)
⑦	実習指導	・臨床実習指導者による指導
⑧	訪問指導	・実習調整者による指導
⑨-1	結果報告 (臨床実習 指導者)	・同意書の写し(様式10) ・中間評価表(様式13) ・最終評価表(様式14) ・出席表(様式8) ・欠席届(様式9)
⑨-2	結果報告 (実習生)	・個別の学習目標設定(様式15) ・デイリーノート(様式16) ・中間(自己)評価表(様式17) ・最終(自己)評価表(様式18) ・振り返り(様式19) ・症例検討(様式20) ・アクシデント・インシデント・事故報告書(様式21)
※		・実習先が医療機関等(診療所、スポーツ施設、介護施設等)の場合は適用外。 ・専科教員資格所持者は適応外。

表2. 臨床実習実施に係る手続き等フローチャート説明

I 臨床（地）実習の目的と目標

1. 臨床（地）実習の目的

講義・演習や実技で学んだ知識や技能をもとに、実際に柔道整復施術所、医療機関、介護施設などで経験豊富な柔道整復師、医師、機能訓練指導員の指導・助言を受けながら、具体的・個別的に柔道整復術、機能訓練指導、多職種連携等を実践するものである。

実際の現場での学びを通し、養成施設での学習のみでは修得し得ない医療者としての態度を修得し、患者などの利用者を正しく理解して、柔道整復術に対するニーズを把握すると共に、柔道整復師がどうあるべきかを考察することを目的とする。

2. 目 標

- 1) 柔道整復施術所、医療機関の役割・機能を理解する。
- 2) 患者などの利用者を理解し、適切な対応を学ぶ。
- 3) 柔道整復師としての責任と自覚を養い、実践的能力の修得に努める。
- 4) 保険の仕組みに関する知識を習得する。
- 5) 医療人としての倫理やマナーを理解する。
- 6) 医療連携や他職種との連携の重要性を理解する。

3. 実習生が行うことができる行為（施術の介助）

1) 医科の臨床実習の形

参考として表3に医科の臨床実習の3つの様式を掲げる。

診療見学型	医学生は医師が患者を診察するのを見学するのみで直接患者とはかかわらない。
模擬診療型	学生を患者に割り当て診察させた後にその行為をチェックして臨床技能を教育するが学生が行うのは実際の医行為ではなく、患者の協力を得て行う演習である。
診療参加型	学生が指導医と研修医で構成される診療チームに責任を持った一員として加わり指導医の監督のもと実際の診療に関与する。

表3. 医科の臨床実習 【臨床実習・臨床研修 指導実践マニュアル】日本医学教育学会

2) 実習生が行うことができる行為

報告書※3では「実習生が行うことができる行為については、あらかじめ患者に同意を得たうえで、臨床実習指導者の指導・監督の下、当該指導者が主体的に行う施術の介助は行うことができるものとする。なお、施術の介助を行う場合には、臨床実習前に、学生の技術等に関して、施術実技試験等による評価を行い、直接患者に対して施術を行うに足る総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認する必要がある。」と記載されている。

また、「Q&Aの送付について※2」の該当項目の質問と回答は次の通りである。

番号	質 問	回 答
42	附属の臨床実習施設、施術所以外（医療機関、スポーツ施設、介護施設等）の臨床実習について、臨床実習指導者などの要件はあるか。	附属の臨床実習施設、施術所以外の臨床実習施設の要件については、当該施設で臨床実習を行う目的等により判断願いたい。臨床実習指導者については、当該施設の医師、柔道整復師、機能訓練指導員で問題ないが、専任教員を随行するなど当該施設の利用者等への影響を考慮して検討していただきたい。
47	臨床実習において実習生が行うことができる「施術の介助」の範囲はどこまでか。	実習生が行うことができる行為は、指導者の指導・監視の下で、安全性が適切に確保された行為である必要がある。そのためには各実習生の資質等も踏まえて判断する必要があり、その範囲は、養成所や指導者が適切にご判断いただきたい。（そのため、教員資格を有する者以外の指導者には臨床実習指導者講習会受講を義務化しています。）
48	附属の臨床実習施設、施術所以外（医療機関、スポーツ施設、介護施設等）での臨床実習においても、実習生は「施術の介助」を行うことができるのか。	附属の臨床実習施設、施術所以外においても、教員資格を有する者や臨床実習指導者講習会を受講した指導者がおり、患者の同意が得られれば、指導者の指導、監視の下で「施術の介助」を行うことは可能である。

表 4. 「Q&Aの送付について（番号、質問、回答のみ記入）」

従って、医科の臨床実習の形と報告書を照らし合わせると柔道整復師の臨床実習で行うことができる行為は、診療見学型と施術の介助及び付帯業務とされる。

3) 実習生が行うことができる施術の介助

「Q&A」には施術の介助についての具体的記載が明記されていない。ただ安全性が担保されることは言うまでも無いことから次のような段階を経て施術の介助ができると思慮される。

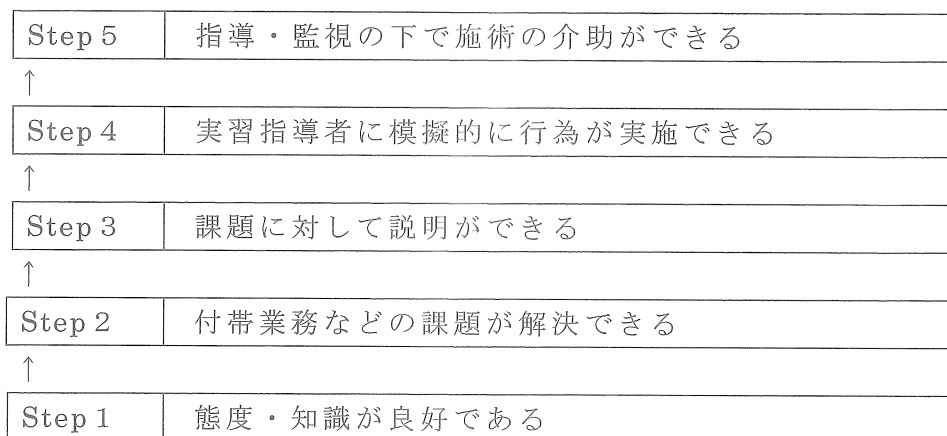


図 2. 施術の介助に至る経過

※3 厚生労働省医政局が実施する検討会等、柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書。

平成 28 年 10 月 31 日、第 3 臨床実習の在り方について(4)臨床実習において実習生が行うことができる行為について

II 臨床実習指導者のあり方

1. 臨床実習における指導者（施術所、医療機関等）の役割

指導にあたってフィードバック技法やコーチング法を身につけることにより、効果的な指導を行うことが期待される。また Arnold と Stern らの定義する臨床能力・コミュニケーションスキル・倫理的・法的理解の土台の上に立つ、卓越性・人間性・説明責任・利他主義の 4 つの柱で成り立っているとされたプロフェッショナルリズムも医療技術、医療知識が加速度的に増加している現在こそ、柔道整復教育において重要とされる。

2. 臨床実習受け入れのための準備

- 1) 臨床実習を受け入れるにあたって、施設（施術所、医療機関等）の要件について柔道整復師養成施設指導ガイドラインを確認する（参考資料 1）。
- 2) 臨床実習の委託の是非について検討する（様式 1）。
- 3) 受け入れが可能な場合は承諾書を提出する（様式 2）。
- 4) 施設（施術所、医療機関等）の概況書を、承諾書と合わせて提出する（施術所・様式 3-1、医療機関等・様式 3-2）。
- 5) 契約書を取り交わす（様式 4）。なお様式 4 は施術所の案として作成したものであることから、医療機関等においては状況に応じて別途様式を学校側と協議のうえ、作成いただきたい。
- 6) 実習教育費の支払い方法について、学校側と協議する。
なお日本柔道整復師会と学校協会が取り交わした協定書（参考資料 4）では、臨床実習費用として学生一人当たり臨床実習 1 時間につき 250 円であり、参考例だが契約書（様式 4）では実習生 1 人 1 日当たり 2,000 円としている。
- 7) 書類等の郵送等に係る費用は、原則学校側が負担する。
- 8) 実習指導記録の作成

臨床実習指導者は、患者に対する施術録の保存と同様に、実習生に対する実習指導内容の記録を作成する。

①実習指導記録の作成の目的

実習指導を記録・保存することの目的は、以下のとおりである。

- i) 実習生に対する実習のフィードバックに活用する。
- ii) 実習生の成長過程を確認する。
- iii) 実習の経過や指導内容について問合せがあった場合に利用する。

②実習指導記録の内容と方法

本ガイドラインでは臨床実習指導者から学校へ提出する書類（後出 7 に記載）に加えて、実習生に指導したこと、気づいたことなどを経時的にファイリングした実習指導記録を作成してもらいたい。

なお作成方法は参考資料8 ポートフォリオ評価を参照のこと。

3. 学校（実習調整者）との打合せ

- 1) 実習生の健康状態を記入した学生プロフィール（様式 5）を確認する。また、様式 5 の項目にある臨床実習前施術試験等の評価についての具体的内容は、臨床実習指導者と情報交換しながら学生の臨床的能力（知識・技能・態度）の習熟度を確認する。
- 2) 臨床実習先（施術所等）における実習生への諸規則・心得等の遵守についてオリエンテーション時に指導する旨を確認する。
- 3) 臨床実習指導者の履歴書（施術者用・様式 6-1、医療機関等・様式 6-2）を提出する。
- 4) 協議のうえ、実習プログラム（到達目標、実習方法、実習評価など）を作成する。
本ガイドラインではあるべき柔道整復師像としての到達目標、実習方法、実習評価を「V. 臨床実習カリキュラム」の表 5 の「3. 柔道整復師が身につけておくべき段階的実践的能力（知識・技能・態度）」で示しているので参考にいただきたい。また、本ガイドラインでは実習プログラムを実習指導計画書（事前調整用）に代えて様式 7 を提示する。
- 5) 臨床実習において実習生が行うことができる「施術の介助」の範囲は「I-3. 実習生が行うことができる行為（施術の介助）」で施術の介助の範囲を提示しているが、内容は実習調整者との協議のうえ、決定する必要がある。
- 6) 出席表にて出欠の管理を行う（様式 8）。毎日の実習終了時に学生から請求される出席表に確認のための押印等をお願いする。また実習最終日には学生から出席表が提出されるため、当該学生の実習終了後、学校に提出する。
- 7) 欠席は原則として認めていない。やむを得ない事由で欠席する場合は欠席届（遅刻届・早退届を含む）（様式 9）を学生から事前又は事後速やかに提出させるため、臨床実習指導者は保管うえ当該学生の実習終了後に取り纏めて学校に提出する。また無断欠席をした場合は速やかに学校（実習調整者）への連絡をお願いする。
なお欠席等時間数分の扱については、養成施設附属の施術所等で再実習を行うことを基本的な考え方とする（VI 評価-2. 本ガイドラインの評価の基本的考え方-3）出席に係る事項、参照）。
- 8) 実習生の受け入れにあたり施設が実習の場であることを患者に理解してもらい、患者と文書での同意書を取り交わしていただきたい（様式 10）。
- 9) 安全管理に関わる各ハラスメント対策、インフォームド・コンセント、医療事故の予防・発生後の対応、個人情報等法と守秘義務及び賠償責任保険・傷害保険について周知徹底を図る。

4. 臨床実習中の実習調整者による施術所への訪問

1) 訪問方法

本ガイドラインでは実習期間中に最低 1 回は実習調整者又は教員が訪問することが望ましい。訪問の日程は臨床実習指導者と調整のうえ、実施する。その他、臨床実習の遂行上、問題が発生した場合や、指導方法など打ち合わせが必要な場合にも、原則

として訪問して対応する。

2) 連絡方法について

電話、メールなどの方法にて実習生の経過を把握する目的で連絡させていただく場合がある。

3) 緊急時の連絡について

緊急時には速やかに臨床実習指導者の責任のもとに適切な処置をとっていただくとともに、速やかに学校（実習調整者）への連絡をお願いします。

5. 中間評価及び最終評価

臨床実習における学生と臨床実習指導者の期間中での実習内容のチェック、見直し、修正そして学生への指導を目的に中間評価を最低1回は実施する（様式13）。また実習終了時には最終評価を実施する（様式14）。

6. 学生の提出書類

1) 本ガイドラインでは、学生に臨床実習終了後、以下の課題を学校に提出するよう指導している。デイリーノートの場合は臨床実習指導者の確認のための押印と、症例報告においては同意と指導をお願いしたい。

なお症例報告については実習前に実習調整者（学校）から学生に留意点等の指導を行う（様式20参照）。

- ①個別学習目標設定（様式15）
- ②臨床実習日報（デイリーノート）（様式16）
- ③中間評価（自己評価・実習生用）（様式17）
- ④最終評価（自己評価・実習生用）（様式18）
- ⑤臨床実習終了時の振り返り（感想文）（様式19）
- ⑥症例報告（様式20）

7. 臨床実習指導者から各学校への提出書類

1) 当該学生の臨床実習が終了した時点で、以下の書類を提出する。

- ①施術の同意書の写し（様式10）
- ②中間評価（臨床実習指導者用）（様式13）
- ③最終評価（臨床実習指導者用）（様式14）
- ④臨床実習出席表（様式8）
- ⑤欠席届・遅刻届・早退届（様式9）

8. 評価

本ガイドラインの評価の基本的考え方、中間評価と最終評価の目的と記入方法等は「VI. 評価」を参照いただきたい。

9. 臨床実習後のあり方

学校が発行する評価結果の報告書を受け取り、次回の臨床実習指導のあり方に活用する。

Ⅲ 臨床実習調整者（教員）のあり方

1. 組織的対応（実習調整者会議）

- 1) 学校長は専任教員 1 名以上を実習調整者に指名し、業務を遂行するよう指示する。
- 2) 学校長は専任教員及び実習調整者による実習調整者会議（組織的対応）を開催して、当該年度の各養成施設の方針及び目標（到達目標）を設定する。
- 3) 実習中に発生する可能性のある各種リスクが発生したときのシミュレーションを行い、それを組織で共有し不測の事態に備えるよう万全の準備を整える。
- 4) 附属の臨床実習施設以外での臨床実習では、必要事項を記載した次の提出書類等（参考資料 3）を行政庁に届出しなければならない。

〔臨床実習施設の届出に係る提出書類等〕

- 変更届出書
- 変更理由書
- 変更について法人の決定を確認できる書類（議事録の写し等）
- 臨床実習施設又は実習施設の新旧対照表
- 臨床実習施設承諾書又は実習承諾書（様式 2）
- 臨床実習施設に関する調書（概況書）又は実習に関する調書（概況書）
(様式 3-1、3-2)
- その他変更事項を確認できる書類

- 5) 実習調整者会議において柔道整復を行う施設（施術所、医療機関等）の要件（参考資料 1）、臨床実習の受託の可否（様式 1）、承諾書（様式 2）、施設（施術所、医療機関等）の概況書（様式 3-1、3-2）などを総合的に勘案して契約を締結する（様式 4）。
- 6) 実習調整者会議において臨床実習前施術試験等により学生の実践的能力（態度、知識、技能）の習熟度を共有する。
- 7) 実習調整者会議において臨床実習指導者から提出された臨床実習指導計画書（事前調整用）（様式 7）の内容を共有し、学校長は実習調整者に指導指針を指示する。
- 8) 実習調整者会議において実習教育費の支払い方法について施設（施術所、医療機関等）と調整を行う。

なお日本柔道整復師会と学校協会が取り交わした協定書（参考資料 4）では、臨床実習費用として学生一人当たり臨床実習 1 時間につき 250 円であり、参考例だが契約書（様式 4）では実習生 1 人 1 日当たり 2,000 円としている。

- 9) 書類等の郵送等に係る費用は、原則学校側の負担とする。
- 10) 実習後は実習調整者会議を開催して臨床実習指導者と学生から提出された評価書及び実習調整者の意見等を総合的に判断し、学生の最終評価を行う。

なお、評価結果については臨床実習指導者にフィードバックすることとする。

2. 実習調整者に求められること

1) 指導教員又は実習調整者はコーチとして関わる（指導教員の心得）

指導教員又は実習調整者の役割は、学習のための雰囲気作りであり、学習が促進されるように関わることである。学生自身の自発的意欲、自律的行動の伸びを尊重し、お仕着せでない弾力的な指導を心がけ、学生の問題点発見からそれを解決していく過程の習慣化を目標に柔道整復師としての姿勢を形成させるのが役割である。

なおコーチとしてかかわるコーチングスキルは「V. 臨床実習カリキュラム」の「4. スキルの種類」を参照されたい。

〔具体的な方略〕

- ① 学生の成長を常に意識・支援する
- ② 知識不足の学生、技能の低い学生と面接して改善方法を提示する
- ③ 生涯にわたる学習の動機付けを行う
- ④ 適時、評価を行い、フィードバックを行う

2) 業務の遂行

養成施設内外の環境整備、臨床実習指導者との連携そして学生指導が主となる。中でもオリエンテーション実施前までに実習先の施設の状況、学生の臨床的能力（知識・技能・態度）の到達度を把握しておかなければならない。また、これらは臨床実習指導者と実習調整者そして学生とで共有していることが望ましい。

3) 実習指導記録の作成

実習調整者は、学内における学生の評価の保存と同様に、実習生に対する実習指導内容の記録を作成し保存することを推奨する。

①実習指導記録の作成の目的

実習指導を記録・保存することの目的は、以下のとおりである。

- i) 実習生に対する実習のフィードバックに活用する。
- ii) 実習生の成長過程を確認する。
- iii) 実習の経過や指導内容について問合せがあった場合に利用する。

②実習指導記録の内容と方法

本ガイドラインの実習指導記録として実習調整者が学校へ提出する書類を設けてはいないが、学生へのオリエンテーション、臨床実習指導者との間で様々な手続きが発生してくる。

これらを整理して記録しておくことは実習前から終了に至るまでの臨床実習指導者と学生への対応に有益であると共に、実習調整者のスキルアップにもつながる。したがって本ガイドラインでは実習生に指導したこと、また臨床実習指導者と協議したことなどをノートとして作成し、それを経時的にファイリングした実習指導記録の作成を推奨する。

なお作成方法は参考資料8 ポートフォリオ評価を参照のこと。

3. 実習調整者による学生へのオリエンテーション

1) 内 容

- ①臨床実習指導者に提出する実習生の健康状態を記載した学生プロフィールの作成を指導する（様式 5）。
- ②施術所及び医療機関等の概況書を供覧し説明する（様式 3-1、3-2）。
- ③施術所及び医療機関等が定める諸規則・心得等の遵守を指導する（参考資料 2）。
- ④臨床実習指導者の履歴書を供覧し説明する（施術者用・様式 6-1、医療機関等用・様式 6-2）。
- ⑤契約書（様式 4 第 2 条）にある施術所及び医療機関等が策定した実習プログラムに代えて施術所及び医療機関が定めた指導計画書を学生へガイダンスする（様式 7）。
- ⑥個人情報等及び法人機密情報の保護についての取扱いについて文書をもって十分説明する（様式 11）。
- ⑦個人情報等の保護に関する誓約書を提出させる（様式 12）。
- ⑧出席表（様式 8）での管理方法を指導する。
 - i) 実習にあたり出席表に毎日、終了時に臨床実習指導者から押印等をもらうこと。
 - ii) 実習最終日には出席表を臨床実習指導者に提出すること。
 - iii) 臨床実習指導者から他の提出書類とともに学校に提出されること。
- ⑨欠席時、遅刻時、早退時の対応を指導する。また、実習生の疾病時及び傷害時の対応も併せて指導する。
 - i) 欠席は原則として認めていないこと。
 - ii) やむを得ない事由で欠席する場合は事前又は事後速やかに臨床実習指導者に欠席届（遅刻届・早退届を含む）（様式 9）を提出させること。
 - iii) 臨床実習指導者から他の提出書類とともに学校に提出されること。
 - iv) 欠席等時間数分の扱いは、養成施設附属の施術所等で再実習を行うことを基本的な考え方としていること（VI 評価－2. 本ガイドラインの評価の基本的考え方－3）出席に係る事項、参照）。
- ⑩事故等が発生した場合の対応を指導する。
- ⑪実習生自身による評価（中間評価、最終評価）を行う旨を伝え、記入方法を指導する。
- ⑫実習終了後の提出物の書類を確認し、またその記入方法を指導する。特に個別の学習目標設定（個人目標）（様式 15）にある実習目的及び目標を明確化しておく。
- ⑬実習態度の不良などにより実習の目的を果たし得ない場合は実習の中止もありえることを指導する。
- ⑭実習後に実施しなければならないことを指導する（実習先への礼状郵送、実習の振り返り等）。
- ⑮緊急時の連絡方法を確認する。
- ⑯安全管理に関わる各ハラスメント対策、インフォームド・コンセント、医療事故の予防・発生後の対応、個人情報等法と守秘義務及び賠償責任保険・傷害保険については、それぞれ VII、VIII、IX、X、XI を参照にして説明する。

4. 臨床実習中の実習調整者のあり方

- 1) 本ガイドラインは実習期間中に最低1回は実習調整者が実習地を訪問することを推奨する（実習地との意思疎通）。訪問の日程は臨床実習指導者と相談して実施する。その他、臨床実習の遂行上、問題が発生した場合や指導方法など打ち合わせが必要な場合にも原則として訪問して対応する。
- 2) 臨床実習指導者と学生による中間評価を基に、今後の実習の在り方についての検討を実施する。修正が必要な場合は到達目標を設定し直し、臨床実習指導者と学生そして実習調整者とで共有する。

5. 臨床実習後の学生の提出書類

- 1) 実習前のオリエンテーション時に学生に指導を行い、実習終了後に次の課題を学校に提出させる。

なお⑥症例報告作成については記入の仕方とともに実習調整者から学生に個人情報保護の観点を含めた指導を行ってほしい（様式20の症例報告記入上の留意点参照）。

- ①個別の学習目標設定（様式15）
- ②デイリーノート（様式16）
- ③中間評価（学生用）（様式17）
- ④最終評価（学生用）（様式18）
- ⑤臨床実習終了時の振り返り（感想文）（様式19）
- ⑥症例報告（様式20）

6. 臨床実習後のあり方

- 1) 学生指導

礼状の受取、振り返り、提出物の完成指導を行う。

- 2) まとめのセッション・報告会を行う（指導教員、実習調整者の心得）
実習の報告会兼まとめのセッションを行うことを推奨する。

〔目的〕

- ・指導教員、実習調整者は学んだことを学生に共有させる
- ・指導教員は学んだことを強化する
- ・指導教員、実習調整者は動機づけをさらに高める
- ・実習に関して指導教員、実習調整者がフィードバックする
- ・指導教員、実習調整者は学生の疑問に答える など

【あはき臨地実習ガイドラインより】

このような報告会では、学生自身から実習の重要性や面白さ、特徴などが具体的な形で聴かれる。学生にとっては、クラスメートから聞く方が、教員から抽象的な事を教わるよりも受け入れやすく、習得しやすい。

なおフィードバックするときの質問法と短期間でできる効果的なフィードバックを「V. 臨床実習プログラム」の「4. スキルの種類」で紹介したので参照していただきたい。

7. 書類の保管

学校は実習終了後、臨床実習指導者と学生から提出された書類及び評価結果を指導ガイドラインに基づき、保管しなければならない。

IV 学生のあり方

1. 臨床実習に向けての心構え

- 1) 本ガイドラインの臨床実習の目的と目標を熟読し、意欲をもって実習調整者によるオリエンテーションに参加すること。
- 2) 臨床実習前施術試験等の評価結果を踏まえて、その結果を振り返り、実習に際しての到達目標や修了基準（どういうふうになるといいのか）を設定すること。また、患者と接するということはということなのか問題意識をもっておくこと。
- 3) 社会保障についての概要を説明できるようにしておくこと。
- 4) オリエンテーションでは臨床実習に係る様々な内容が指導される。当日までに内容を予想しておくなどして準備をしておくことスムーズに理解できる。

2. 臨床実習前の準備

1) 実習前の提出書類

- ①実習生の健康状態を記載した書類（学生プロフィール（様式5））に必要事項を記入のうえ、臨床実習調整者（教員）に提出する。
- ②個人情報等及び法人機密情報の保護について文書をもって十分説明を受け（様式11）、誓約書を提出する（様式12）。

2) 留意事項

- ①施術所・医療機関等の概況書（様式3-1、3-2）、臨床実習指導者の履歴書を確認しておく（様式6-1、6-2）。
- ②施術所・医療機関等の定める諸規則・心得等を熟読すること（参考資料2）。
- ③施設から提出された指導計画書（事前調整用）を確認し、実習に臨む心構えをすること（様式7）。
- ④実習にあたり出席表に毎日、終了時に臨床実習指導者から押印等をももらうこと（様式8）。また実習最終日には出席表を臨床実習指導者に提出すること。
- ⑤あらゆる場面において時間・期限を厳守すること。体調不良で欠席するときは当日の実習前に連絡を入れ、後日、万一、遅れた場合や遅れることが予想されるときは速やかに臨床実習指導者へ連絡すること。同時に欠席届・遅刻届・早退届を臨床実習指導者に事前又は事後速やかに提出すること（様式9）。なお欠席等時間数分の扱については、養成施設附属の施術所等で再実習を行うことを基本的な考え方とすること（VI 評価－2.本ガイドラインの評価の基本的考え方－3）出席に係る事項、参照）。
- ⑥安全管理に関わる各ハラスメント対策、インフォームド・コンセント、医療事故の予防・発生後の対応、個人情報等法と守秘義務及び賠償責任保険・傷害保険については、それぞれVII、VIII、IX、X、XIを参照のこと。

3) 実習記録の作成

実習生は実習記録を作成することを推奨する。

①実習記録の作成の目的

実習指導を記録・保存することの目的は、以下のとおりである。

- i) 自分自身に対する実習のフィードバックに活用する。
- ii) 自分自身の成長過程を確認する。
- iii) 実習の経過や指導内容について後で振り返ることができる。

②実習指導の内容と方法

本ガイドラインでは学生から学校へ提出する書類（後出4に記載）に加えて、臨床実習指導者及び実習調整者から指導されたこと、気づいたことなどを経時的にファイリングした実習記録の作成を推奨する。

なお作成方法は参考資料8 ポートフォリオ評価を参照のこと。

3. 臨床実習中の留意事項

- 1) 実習中は不安、恐怖、迷いなどが生じたり、各種ハラスメントに遭遇する可能性がある。その様な時には必ず実習調整者と連絡をとり、共に課題に対して解決していく姿勢をとること。
- 2) 実習中の一定の時期に自分自身の中間評価を行い、臨床実習指導者及び実習調整者とで情報を共有し、今後の実習の指針とすること。

4. 学生の提出書類

- 1) 学生は臨床実習が終了後、指定された日時までに以下の書類を学校に提出すること。

なお②のデイリーノートと⑥の症例報告については臨床実習指導者の押印等が必要であるためコミュニケーションの取り方は誠意を尽くすこと。

- ①個別の学習目標設定（様式15）
- ②デイリーノート（様式16）
- ③中間評価（学生用）（様式17）
- ④最終評価（学生用）（様式18）
- ⑤臨床実習終了時の振り返り（感想文）（様式19）
- ⑥症例報告（様式20）
- ⑦そのほか臨床実習指導者から与えられた課題があれば、それに関する書類

5. 評価

本ガイドラインの評価の基本的考え方、中間評価と最終評価の目的と記入方法等は「VI 評価」を参照のこと。

6. 臨床実習後のあり方

- 1) 礼節、課題解決

礼状の提出、振り返り、提出物の完成指導を受ける。

2) 実習調整者の講評

指導教員及び実習調整者の実施する、まとめのセッション・報告会に参加して今後の糧とする。

V 臨床実習カリキュラム

1. 臨地実習前教育で身につけておくべき基本的臨床能力

学校により臨地実習の教育目標、実施時期、対象学年が異なるので、本ガイドラインでは見学型臨地実習と参加型臨地実習とに分け、卒前教育として求められる基本的臨床能力を列挙したので、熟読のうえ臨地実習に臨むことが望ましい。

なお臨地実習前施術試験等における見学型と参加型の評価表のサンプルを参考資料の5と6として付けたので活用いただきたい。

1) 見学型臨地実習

①臨地実習に臨む心構え

一般目標

臨地実習に臨むにあたっての心構えを体得する。

到達目標

- ・ 施術所で患者に不快感を与えない身だしなみ（服装、頭髪、爪、化粧等）を整えることができる。
- ・ 施術者に相応しい挨拶（自己紹介）ができる。
- ・ 施術所で患者に不快感を与えない態度、適切な言葉づかいができる。
- ・ 医学的な清潔の意味が説明できる。
- ・ 施術所の清潔保持の重要性について説明ができる。
- ・ 守秘義務を説明できる。

2) 参加型臨地実習

参加型臨地実習は各医療機関及び施術所で、行える内容が異なるので、ここでは項目ごとに列挙する。

①医療面接

一般目標

医療面接の意義を理解し、その技法を実践できる。

到達目標

- ・ 適切な対人関係（挨拶、視線、対人空間、リラックス）を形成することができる。
- ・ 適切な質問法（開かれた質問・閉ざされた質問等）を用いることができる。
- ・ 基本的傾聴ができる
- ・ 共感的態度で接することができる。
- ・ 主訴および現病歴を把握することができる。（寛解・増悪因子、随伴症状の有無）
- ・ 既往歴・家族歴・社会歴を聴取することができる。
- ・ 受療行動（保健行動）を明らかにすることができる。
- ・ 柔道整復施術の受療経験を聴取することができる。

② 体表観察

一般目標

身体各部の主要な構造を触知できる。

到達目標

- ・ 身体各部の主要なランドマーク（骨など）を触知できる。
- ・ 身体各部の主要な筋を触知できる。

③ 身体診察法

一般目標

主要な身体診察法の意義を理解し、その技法を実践できる。

到達目標

- ・ 身体計測（BMI・四肢長・四肢周径）を行うことができる。
- ・ 下記の主要な関節可動域（ROM）測定ができる。

上肢	肩関節・肘関節・手関節
下肢	股関節・膝関節・足関節

- ・ 徒手による下記の各関節の運動方向について筋力測定（MMT）ができる。

上肢	肩関節、肘関節、手関節
下肢	股関節、膝関節、足関節

- ・ 下記の徒手検査法の意義を述べられ、検査ができる。

頸部	ジャクソンテスト、スパーリングテスト
上肢	ヤーガソンテスト、スピードテスト、インピンジメントテスト、ペインフルアークサイン（有痛弧徴候）、トムゼンテスト ファレンテスト、フィンケルシュタインテスト、チネル徴候
下肢	下肢伸展挙上テスト（SLR）、大腿神経伸展テスト（FNS）、ケンプ徴候、トーマステスト、マックマレーテスト、ラックマンテスト、前方引き出し徴候、後方押し込み徴候、側方動揺テスト、膝蓋跳動テスト

- ・ 下記の主要な反射検査ができる。

深部反射	上腕二頭筋腱反射、上腕三頭筋腱反射、腕橈骨筋腱反射 膝蓋腱反射、アキレス腱反射
表在反射	足底反射、腹壁反射

- ・ 下記の主要な感覚検査ができる。

表在感覚	触覚・痛覚
深部感覚	位置覚・振動覚

- ・ 下記の主要な運動機能検査ができる。

上肢	上肢バレー徴候、指鼻試験
下肢	膝腫試験
体幹	ロンベルグ試験、振り子様運動

④ 施術録作成

一般目標

施術録は療養費申請時の重要なツールであることを理解できる。

到達目標

- ・ 施術録の項目を説明できる。
- ・ 面接および検査所見を記載できる。
- ・ 開示に耐えうる文字で記載できる。

⑤ 基本的臨床手技

一般目標

柔道整復施術に用いる基本的な手技ができる。

到達目標

- ・ 自身と機器と環境等の衛生管理ができる。
- ・ 安全性に配慮できる。
- ・ 各種固定材料の使用法を説明でき、実施できる
 - 主要関節の包帯が巻ける。
 - 主要関節のテーピングができる。
 - ギプスシーネの使用目的と特徴を説明でき、固定できる。
 - 厚紙副子の使用目的と特徴を説明でき、固定できる
- ・ 後療法の各療法の応用と禁忌を説明できる。
 - 物理療法機器の特徴とその使用法について説明できる。

【柔道整復師学校養成カリキュラム等改善検討会 資料3、あはき臨地実習ガイドラインより】

2. 臨地実習の期間における教育目標

施設（施術所、医療機関等）により臨地実習の教育目標が異なるので、本ガイドラインでは見学型臨地実習と参加型臨地実習とに分け、臨地実習期間における教育目標を列挙した。

1) 見学型臨地実習

① 態度（意欲、積極性）

一般目標

柔道整復施術所あるいは医療機関とはどのようなところかがわかり、柔道整復師としての将来を考えることができる。

到達目標

- ・ 一般の柔道整復施術所あるいは医療機関ではどのような患者さんの施術をしているかを述べられる。
- ・ 一般の柔道整復施術所あるいは医療機関ではどのような業務内容を行っているかを述べられる。
- ・ 一般の柔道整復施術所あるいは医療機関ではどのような職種がどのような仕事内容を分担しているかを簡潔に説明できる。
- ・ 一般の柔道整復施術所では施術者が患者さんに対し、どのような態度で接しているか

述べることができる。

- ・臨床現場を通してこれからの自分の学習目標を知ることができる。

2) 参加型臨地実習

①態度

一般目標

柔道整復施術所での臨床参加を通して、臨床に携わる柔道整復師としての行動、態度、基本的臨床能力ならびに自分に何が足りないかを知り、学生としての患者貢献ができる。

到達目標

- ・医療従事者としての自覚を持ち、責任ある行動が取れる。
- ・患者に対して適切な行動が取れる。
- ・患者を全人的に受け入れられる。
- ・患者の抱える問題点に共感できる。
- ・他者の意見を聴くことができる。
- ・自己の問題点、不足点を抽出し、述べられる。
- ・自己の問題点、不足点を解決する方法を述べられる。
- ・学生としての患者貢献ができる。

②医療面接、身体診察（診察）

一般目標

実際の患者に対して医療面接、身体診察ができる。

行動目標

- ・患者に対し、医療面接ができる。
- ・患者に対し、臨床実習指導者が指示した身体診察法ができる。
- ・患者からの身体診察により所見をとれる。

③施術へのアプローチ（付帯業務、施術の介助、物理療法、固定）

一般目標

臨床実習指導者の監督・指示のもと施術へのアプローチができる。

行動目標

- ・安全性に配慮できる。
- ・自身と機器と環境等の衛生管理ができる。
- ・施術所や待合室などの清潔保持ができる
- ・臨床実習指導者が指示した部位を触知できる。
- ・臨床実習指導者が行う診察に参加し、臨床実習指導者が記載する施術録と同水準の記載ができる。
- ・各固定材料を目的に応じて加工し、安全に取り扱える。
 - 臨床実習指導者が指示した部位に包帯、テーピングを施すことができる。
 - 臨床実習指導者が指示した部位にギプスシーネ固定ができる。
 - 臨床実習指導者が指示した部位に厚紙副子を作成し固定できる。
- ・臨床実習指導者が指示した後療法を行うことができる。

臨床実習指導者が指示した物理療法機器を使える。

- ・柔道整復師の業務範囲、健康保険制度を理解できる。

【柔道整復師学校養成カリキュラム等改善検討会 資料3、あはき臨地実習ガイドラインより】

3. 柔道整復師が身につけておくべき段階的実践的能力（知識・技能・態度）

本ガイドラインの中間評価と最終評価は下記の「柔道整復師が身につけておくべき段階的実践的能力（知識・技能・態度）」の「実習前」の項目をもとに作成した。これは今後の認定実技審査、指定規則等で改正されたカリキュラム、施術管理者の要件、卒業臨床研修等のあり方がドラステックに変容してきていることを俯瞰すると、柔道整復教育も養成施設内教育にとどまるのではなく、卒業時及び卒業を視野に入れ、さらに生涯教育及び指導的立場の柔道整復師の育成に繋がる連続的な教育が必要と思われるためである。

この表の「実習前」とは3年次に臨床実習に臨む時点で身につけておくべき能力を○で記入した。同様に「卒業時」とは卒業時点（いわゆる卒前教育）、そして「卒業後」とは卒業後2年以内の時点とした。

なおこの表は関係諸氏のご意見を頂いて作成した。今後の嚆矢となることを切望する。

一般目標	行動目標	実 習 前	卒 業 時	卒 業 後
医の倫理	医療の倫理に関する規範、ヒポクラテスの誓い、ジュネーブ宣言、ヘルシンキ宣言等を概説できる	○		
	社会的な責任・使命を自覚し、柔道整復師の倫理綱領に則った行動ができる		○	
	人間の尊厳及び人権及び人権の意味を理解し、擁護に向けた行動をとることができる			○
態 度	施術者に相応しい身だしなみ（服装・容姿）ができる	○		
	施術者に相応しい挨拶と言葉遣いができる	○		
	時間や約束事を守ることができる（規律性）	○		
	臨床実習指導者の指示に適切に応えることができる	○		
	実習先のスタッフと良好なコミュニケーションを築くことができる（協調性）	○		
	実習に際して目的意識を持って臨むことができる（積極性）	○		
	患者に不快感を与えない態度がとれる	○		
	常に患者側の立場に立って会話し、行動できる		○	
	守秘義務・個人情報に注意を払っている	○		
	自分にできないことは適切に指導者及び他のスタッフに相談・依頼することができる			○

付帯業務	施術室や待合室などの清潔保持の意味が説明できる	○		
	施術室や待合室などの清潔保持ができる（責任性）	○		
	施術道具及び施術機器の衛生管理に努めることができる		○	
	施術材、消耗品等の在庫を確認・管理できる			○
	受付で、予診表の記入方法を説明できる		○	
	受付業務ができる			○
診 察	医療面接（問診）と身体診察（触診など）の手順が説明できる	○		
	医療面接（問診）ができる		○	
	身体診察（触診など）ができる	○		
	ROM、MMTなどの計測、評価を説明できる	○		
	ROM、MMTなどの計測、評価できる		○	
	各種徒手検査、各反射検査などの評価を説明できる。	○		
	各種徒手検査、各反射検査などで評価できる。		○	
鑑別技術	損傷の原因や状態を把握できる		○	
	超音波診断装置の理解と読影ができる		○	
	業務範囲、適応の判断ができる		○	
	レントゲン像などの読影ができる			○
多職種連携	患者の所見などから医科受診の判断ができる			○
	医科受診の内容を患者に説明できる			○
	医科受診のための紹介、返書等の対応ができる			○
救急処置	医科受診のための応急的な整復・固定を行える			○
	救急患者の対応ができる		○	
リスクマネージメント	各種リスクマネージメントを説明できる	○		
	医療事故の予防、発生後の対応ができる			○
	適切なインフォームドコンセントに配慮できる			○
	医療過誤による賠償責任保険・傷害保険に配慮ができる			○
	各種ハラスメントに配慮できる			○
	クレーム・不当行為に対して配慮できる			○
施術立案	観察結果から施術方針が立案できる		○	
	施術方針に基づいて施術計画を立案できる		○	
説明と同意	施術の説明・計画・方法等を患者に説明できる		○	
	施術の方針・計画等について患者の同意が得られる		○	
柔道整復術	骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期処置法などが説明できる	○		
	骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期処置法などを修得している		○	
	骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期処置法などを的確に実施できる			○

被覆包帯及び固定包帯術	巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる	○		
	巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを技術を修得している		○	
	巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを適切に実施できる			○
テーピング技術	患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を説明できる	○		
	患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を修得している		○	
	患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を適切に実施できる			○
後療法	後療法の種類と特徴及び適応と禁忌を説明できる	○		
	運動療法の種類と方法及び適応と禁忌を説明できる	○		
	正しく各運動療法を行うことができる		○	
	損傷・状態別に適切な運動療法が選択できる			○
物理療法	物理療法機器の効果と適応と禁忌が説明できる	○		
	正しく物理療法機器を患者に装着できる。		○	
	損傷・状態別に適切な物理療法機器が選択できる			○
介助	患者誘導ができる。	○		
	臨床実習指導者のもと患部を愛護的に扱うことができる	○		
	施術の介助が無駄なく迅速にできる		○	
	施術の介助を指示できる			○
指導管理	療養上の注意事項を患者に説明できる			○
施術録の作成	施術録の項目を説明できる	○		
	医療面接及び所見を記載できる	○		
	臨床実習指導者が行う診察に参加し、臨床実習指導者が記載する施術録と同水準の記載できる。		○	
	患者の医療面接及び所見を施術録に記載できる。			○
	患者の施術内容等施術録に記載できる			○
効果判定	施術後の状況から効果判定等を確認できる			○
	効果判定等から治癒及び施術修了を判定できる			○
	傷害の再発予防法を指導できる			○

社会保障	社会保障制度のしくみの概略を説明できる	○		
	療養の給付と療養費の償還払いと受領委任払いのしくみを説明できる	○		
	柔道整復師法や健康保険取扱いに関する協定等の関連規定を説明できる		○	
症例検討	症例検討の記載項目を説明できる	○		
	症例検討について適切に内容を記載できる		○	
	症例検討を通じて到達目標に対する自己変容を確認できる			○
生涯学習	施術法・治療機器等に関する最新情報を入手して生涯学習に努めている			○
	業界に関する最新情報を入手し生涯学習に努めている			○
多様性	地域包括ケアシステムにおける柔道整復師の役割を発揮する能力を身につけている			○
	スポーツ現場における柔道整復師の役割を発揮する能力を身につけている			○
	災害時に必要な実践的な能力を身につけている			○

表 5. 柔道整復師が身につけておくべき段階的実践的能力

※実習前：臨床実習前(2年修了・3年次前)

※卒業時：卒業時

※卒業後：卒業1年～2年

4. スキルの種類

1) コーチングスキル

① 拡大質問

「どのような」「何が」というに自由な思考を促す、5W1Hの疑問詞を使った質問。広く情報を収集する、具体化する、相手に考えさせる効果がある。相手の自由な発想や意見を聞く際に有効、相手が自分で答えを見つけることを期待する質問であるため、自発性を引き出す効果がある。

② 感情質問

学生の感情に焦点を当てて行う質問。「その時どんな気持ちになりましたか」「なぜ、そのような行動をとったか」「やってみてどうだった」など、学生の原動力になっている気持ちについて聞く。

③ 認知・励まし

実習の中で学生に気づきが生まれてくる。その気づきを得ていくプロセスの中で発揮した学生の在り方を察知し、本人に伝えるのが「認知」である。

「〇〇さんが今回目標を達成できたのは素晴らしい。いつもコツコツと努力を続けてきたことが実ったね。」「・・・をやれる〇〇さんはすごいね。どんな時でも患者さん想いのところなんかそうゆう時に現れるんだね。」など、単に表面的な部分をほめたり、評価することではなく、あくまでも学生の在り方に関わる深い部分に彼ら

が触れた場合に、それを言葉にする。

④反映

指導者が学生の見えている部分を本人に伝える。教員の目に映っている学生の姿をそのまま伝えたり、学生が醸し出している雰囲気を感じ取り、それを言葉にして返してあげる。学生は今の自分の状態を客観視でき、気づきを促すきっかけにもなる。ただ学生の言葉を繰り返す（反復）だけでもかまわない。自分の発した言葉を第三者から返されることで、学生は自分の考えを整理できたり、順序立てて話すことができるようになる。

「〇〇さん、今とても生き生きしているけど、何か見えてきたかな。」

(学生の様子を伝えている)

学生「臨床のことを考えると、これから上手くやっていけるかととても不安です。」

教員「そうかぁ、上手くやっていけるかととても不安なんだね。」(反映)

2) フィードバック

①フィードバックで使う質問

あなたはどう考えますか？	学生に質問されたら、この質問で議論への参加を促す。
その根拠は？	学生が何か説明をしたら、その考えの根拠を聞く。また、分からないことや、不確かなことを述べてもらう (学生の思考プロセス、何が学習のニーズかが分かる。不確かなことを明らかにすることは、医療の安全性につながる貴重なディスカッションであることを強調する)。
私はこう考えます。	指導者が自分の考えを述べる。また、指導者が分からない場合は、自分も分からないと述べる。
次はこうしましょう。	学生に明確に学習課題をアドバイスする。 学生と一緒に課題を決める。

②短時間でできる効果的なフィードバック

できたことをほめる	学生へのフィードバックは、改善点が指摘されることが多いが、できたことを明確に学生に伝えることは、学習効果を高めるためには重要である。これは特別良くできたことをほめるのではなく、どんな基本的なことでも正しくできていることを「正しい」と言うことである。 ・行動や考えを明確にして「よくできたね」と言う。
間違いを正す	学生の間違いを正す時には、単に間違いを指摘するだけではなく、その間違いを学生が次に活かせるかが重要である。 ・次にこの様な事があったら〇〇してみなさい。 ・間違いを指摘する前に学生自身に振り返りを促す。

VI 評 価

従前の指定規則等において各養成施設の附属施術所は独自の評価を行っている。また柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設以外の看護師、理学療法士などのパラメディカルの臨地実習の評価は、医療機関での規定が明確になっているため改正案による柔道整復師の臨地実習の評価とは趣を異にする。

そのため本ガイドラインでは以下の評価の手順と基本的考え方を提案するとともに、中間評価及び自己評価などの外部から評価に応える方策を推奨する。なお教員の学生指導向上に向けた評価としてルーブリック評価とポートフォリオ評価をそれぞれ参考資料 7 と 8 で紹介する。

1. 評価の手順

1) 〈臨床実習指導者〉

実習終了時に同意書の写し（様式 10）、中間評価（様式 13）、最終評価（様式 14）、出席表（様式 8）、欠席届（様式 9）を実習調整者へ提出する。

2) 〈学生〉

実習終了時に個別の学習目標設定（様式 15）、デイリーノート（様式 16）、中間評価（様式 17）、最終評価（様式 18）、症例検討（様式 20）、アクシデント・インシデント・事故報告書（様式 21）を実習調整者へ提出する。

3) 〈実習調整者〉

実習調整者は学生から提出された書類と臨床実習指導者から提出された書類を基に実習調整者会議を開催し、学生個別の最終評価を実施する。

なお、最終評価結果については、学生及び臨床実習指導者へフィードバックする。

2. 本ガイドラインの評価の基本的考え方

1) 最終評価者等

①臨床実習指導者の評価を勘案しつつ、最終評価は学校長が行う。

②評価項目、評価基準は各養成施設独自で設定する。

③最終評価結果は臨床実習指導者にフィードバックする。

〔説明〕

本ガイドラインでは実習期間の想定をしたが（はじめに 3-2）参照）、各養成施設によって状況が違うことが予想される。さらに実習先形態も施術所、医療機関等と様々である。そのため最終評価については実習先に求めるのではなく、その実習先の評価を尊重しつつ、総合的に勘案して最終的に学校長が評価するとした。

このときの学校の評価表のフォーム（評価項目、評価基準）は各養成施設により各校独自の教育目標があると思われるため各養成施設が作成することとした。

また最終評価結果は臨床実習指導者にフィードバックすることによって相互の到達目標への達成度を図ってもらいたい。

2) 評価回数

①中間評価を最低 1 回と最終評価を 1 回の計 2 回を基本とする。

- ②中間評価は2回以上でも可とする。
- ③実習記録を経時的に作成しておくことで評価を補填する。

〔説明〕

評価回数については最終評価の1回（総括的評価）だけでは実習途中の修正がきかないこと、また学生の振り返りもできないこと、したがって学生の成長をみるためにも最低1回は中間評価を行ってもらいたい（形成的評価）。

また評価の補填として実習記録の作成をあげた。臨床実習指導者と学生からの提出書類について各様式があるが、本ガイドラインでは臨床実習指導者、学生、実習調整者の三者に実習記録を課した。これはそれぞれの実習記録を経時的にファイリングしておくことで、気づいたこと（学生の成長、注意点、課題）、有害事象が発生したとき「どこで」「どうなった」かを確認できる有用なツールと理解してもらいたい。

3) 出席に係る事項

- ①全出席をもって評価対象者とする（全出席の原則）。
- ②感染症等の罹患及び何らかの理由で実習先に出向けなかった場合の欠席時間数分の扱いは、養成施設附属の施術所等で再実習を行うこととする。

〔説明〕

学科、演習科目は自学自習が行える科目であるが、臨床実習は自学自習が行えない科目であるというのが単位換算の考え方である。したがって臨床実習は全出席を原則とする。

なお上記事例の理由等で実習先に出向けなかった場合は、実習先に欠席時間数分を課すことは現実的ではないと思慮されるため、学内で何らかの再実習という補習を行うこととした。

4) 留意事項

- ①臨床実習指導者の最終評価（様式 14）で総合評価が「D（不可）」とされた実習生の対応
 - i) 実習調整者会議で実習内容を確認し、再実習を課すかを検討する。
- ②実習期間中での実習中止、評価に値しないとされた学生の対応
 - i) 学内で実習を行う。
 - ii) 評価は学校長の裁量とする。
 - iii) その結果は実習先に事由書を添付してフィードバックする。

〔説明〕

上記事例が発生した場合は、学生を同施設に再実習を課すことはできない。したがってそのような学生は学内で実習を行い、到達目標を本ガイドラインの「V-3. 柔道整復師が身につけておくべき段階的実践能力」の「実習前」の項目を「説明できる」を「できる」まで、学内で「気づき」が起こるまで実習する。

またその後の対応は実習先に事由書を添付して到達目標に達成したか否かを通知して相互理解に努める。

- ③臨床実習指導者と学生の評価が乖離している場合

- i) 報告会・まとめセッションで講評を行う。
- ii) 乖離が頻発する場合は実習調整者が学生及び臨床実習指導者と協議する。

④その他

- i) 留意事項①～③以外の案件については実習調整者会議に俎上し、実習調整者が施設側（施術所、医療機関等）と協議する。
- ii) 協議の最終判断は、学校長が行うものとする。

3. 中間評価と最終評価の目的と記入方法

1) 臨床実習指導者評価

①中間評価（様式 13）

- i) 学生の習熟度の確認と、以後の臨床実習に対して臨床実習指導者による学生に対する目標修正の必要性の確認と、実習調整者による学生指導にあてることを目的として実施するものである。
- ii) 実施時期は実習期間中の一定の時期に実施する。
- iii) 実施した項目は行動目標評価欄のどれかに○を付して、実施していない項目は、UC (unable to comment) に○を付す。
- iv) 一般目標評価についても行動目標評価と同じ。
- v) 「その他」の項目は「臨床実習指導計画書（様式 7）」で一般目標「その他」に記載したものを記入する。

②最終評価（様式 14）

- i) 中間評価と比較して、学生の成長を確認すること、今後の臨床実習指導者のあり方及び学校側の学生指導のあり方を評価することを目的とする。
- ii) 実施時期は実習終了日に実施する。
- iii) 実施した項目は行動目標評価欄のどれかに○を付して、実施していない項目は、UC (unable to comment) に○を付す。
- iv) 一般目標評価についても行動目標評価と同じ。
- v) 「その他」の項目は「臨床実習指導計画書（様式 7）」で一般目標「その他」に記載したものを記入する。
- vi) 総合評価（最終評価）で「D（不可）」と判定された学生の場合は実習調整者会議で実習内容を確認し、再実習を課すか検討する。

2) 学生評価

①中間評価（様式 17）

- i) 学生自身が自己の問題を認識して、以後の学びや臨床実習につなげる目的で実施する。
- ii) 実施時期は実習期間中の一定の時期に実施する。
- iii) 実施した項目は行動目標評価欄のどれかに○を付して、実施していない項目は、UC (unable to comment) に○を付す。
- iv) 一般目標評価についても行動目標評価と同じ。
- v) 「その他」の項目は臨床実習指導者に問合せ、記入する。

vi) 自分で解決できない事項が発生した場合は、実習調整者に連絡をすること。

②最終評価（様式 18）

i) 中間評価と比較して、自分の成長を確認すること、今後の学びにつなげることを評価する形成的評価を目的として実施する。

ii) 実施時期は実習終了日に実施する。

iii) 実施した項目は行動目標評価欄のどれかに○を付して、実施していない項目は、UC (unable to comment) に○を付す。

iv) 一般目標評価についても行動目標評価と同じ。

v) 「その他」の項目は臨床実習指導者に問合せ、記入する。

Ⅶ 各ハラスメント対策

1. ハラスメントの定義

ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手側に不快感や不利益を与え又は相手を差別的若しくは不利益な取り扱いをすることによって、相手側の人権を侵害し教育・学習及び労働環境を悪化させることをいう。

2. セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、本人の意図にかかわらず、相手が不快に思い、その人の人権が傷つけられたと感じるような性的言動や性差に基づいて、相手を差別したり、脅威や屈辱感あるいは不利益を与えるなどの行為をいう。

1) 性的な言葉や行為によって、相手に屈辱感や精神的苦痛を感じさせたり、不快な思いをさせたりすること。

2) 性的な言葉や行為によって相手の教育、職場関係を損なうこと。

3) 性的な言葉や行為によって相手の望まない行為を要求し、これを拒否した者に対して、職場や教育等の場において人事・成績上その他の不利益を与える等の嫌がらせを行ったり、それをほのめかしたりすること。

なお、このような立場から、実習中に相手から不必要な身体への接触を受けること、同性間のセクシュアル・ハラスメントや性に関する固定観念に基づく差別的言動も対象となる。

相手の意に反して行われる性的な言動は、セクシュアル・ハラスメントである。教員と学生のように、厳然として存在する権力関係の中においては、被害者はやむを得ず行為を受け入れる、あるいは我慢することがあり、明確な拒否がないことを同意があったと安易に判断すべきでないことも理解しておかなければならない。

3. アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、教育（臨地実習を含む）の場における権力を濫用した嫌がらせや差別をさす。性別を問わず、教育指導の際に、発言や行為などで相手に身体的・精神的な苦痛又は極度のダメージを与えることをいう。

1) 必要な教育的指導を理由なく拒否又は放置すること。

- 2) 過度の課題を強要すること。
- 3) 不当な成績評価を行う等、不公正な取り扱いをすること。
- 4) 実習結果などを不当に評価し、不公正な取扱いをすること。

4. パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、本人の意図に関わらず、優越的地位にある者がその地位や職務上等の権限などの優位性を背景に、適正な範囲を超えて、部下や同僚、後輩や同級生など、不利な立場にあるものに対して不適切な言動、指導、処遇を行い、就労・学習活動において精神的・身体的苦痛を与える又はその環境を悪化させる行為をいう。

医療人の育成を目的とする養成施設においては、すべての学生が個人として尊重され、ハラスメントを受けることなく、就学できるよう十分な配慮と必要な措置を講じなければならない。ハラスメントのない教育をつくるには、すべての人がお互いの人格を尊重する高い意識を持つことが必要である。学校においては権威的關係が生じやすいなど、ハラスメントが発生しやすい環境にあることをよく認識し、校内、実習中等における多様なハラスメントの防止に努め、万一事態が発生した場合には、これに対し迅速かつ適切な措置をとらなければならない。ハラスメントを許さない取り組みの基本的な考え方を学生及び実習指導者一人ひとりが認識し、ハラスメント加害者とならないようにしなければならない。

5. ハラスメントの相談

ハラスメント相談に対応するために、学校はハラスメント相談窓口を設置し相談員を配置しなければならない。臨地実習に関するハラスメントの相談は、実習調整者が対応することも可能である。相談希望者は、一番相談しやすいハラスメント相談員に相談することが望ましい。

ハラスメントの状況は、関係者以外には解りにくい場合があるので、被害にあったと感じた場合には、いつ、どこで、誰から、どのような被害を受けたかをできるだけ詳しく正確に記録しておくことに心掛けなければならない。

また、第三者がいる場合には、その人に証人になってもらえるよう依頼することも一つの方法である。客観的に事態を判断する一助となり問題の解決に役立つ可能性もある。

ハラスメントがあった場合は、ハラスメント相談員やクラス担任、実習調整者が連携しながら相談に応じる体制が必要である。

6. 守秘義務

ハラスメントに関する相談又は申立の各手続きに関与した者には、相談者及びその関係者のプライバシーを保護するための厳格な守秘義務が課せられている。これは、第三者として調査に協力した方についても同様である。実名や相談・申立の内容はもとより知り得た情報について、その職務を離れた後であっても決して他へ漏らしてはならないことになっている。

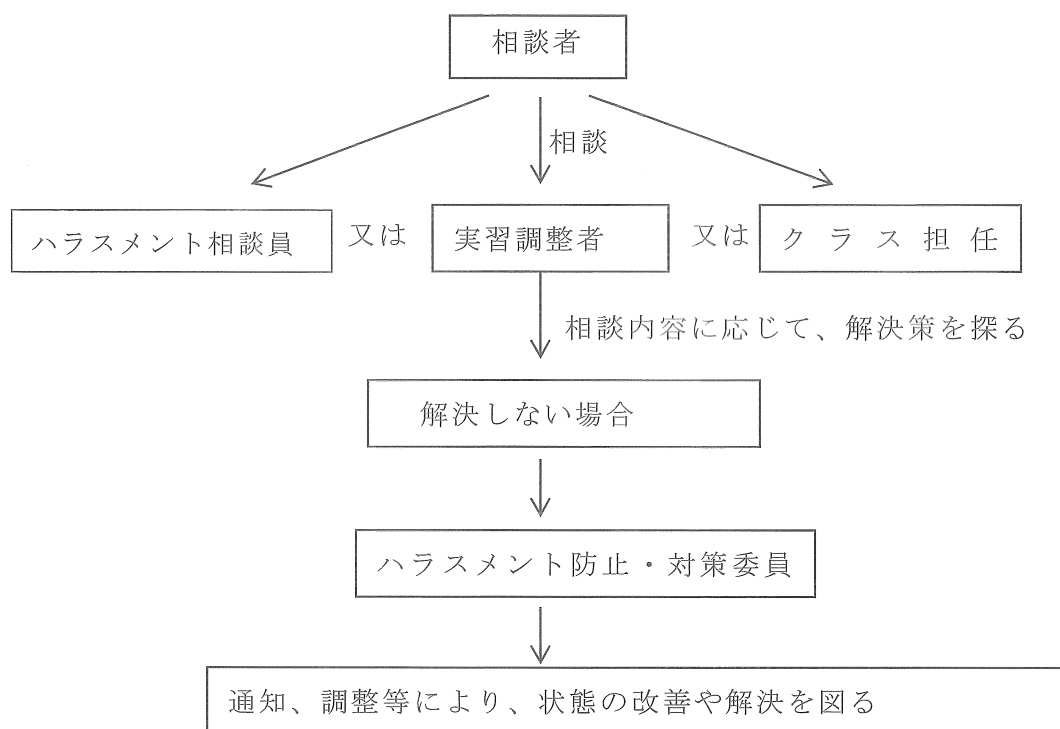
7. 再発防止

ハラスメントの行為があったと認定された後は、相手方に対して、ハラスメントについて十分な理解を持ち、二度と同じことを繰り返さないように注意を促すなど、指導を行わなければならない。

8. 報復等不利益な行為の禁止

ハラスメントに関する相談者に対して、相手方は嫌がらせや報復等不利益な行為をしてはならない。仮にそのようなことがあった場合には、養成施設として厳正に対処しなければならない。ハラスメントをしないようにするためには、先ず、何よりも基本的人権を尊重する立場に立つことが重要である。

ハラスメントは、個人や立場によって感じ方が異なるために、判断がつきにくいと思われがちだが、自分と相手の立場を置き換えて考えてみて、もし、その言動が不快と感じたのであれば、ハラスメントに該当する可能性が高いと判断される。



9. オリエンテーションの実施

臨地実習前にハラスメントの防止やハラスメントの事象が起こった時にスムーズに相談につながるよう、オリエンテーションを実施し、次の事項の周知徹底を行うことが望ましい。また、必要な実習指導がハラスメントと誤解されることを防ぐためにも、実習調整者と臨床実習指導者との詳細な打合せが必要である。

1) 相手の受け止め方の確認が重要

特に性に関する言動の受け止め方には、個人間や男女間、立場や意識などにより差があり、セクシュアル・ハラスメントに該当するか否かについては、相手がどう感じ

たかということが判断基準のひとつとなる。親しさを表現するつもりの方であったとしても、自分の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合があるので気をつけなければならない。

2) 同じ言動を繰り返さないこと

相手が拒否したり、嫌がったりしていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返してはいけない。

3) 意思表示があるとは限らないこと

相手から「不快である。」という意思表示が常にあるとは限らない。ハラスメントを受けた者が、臨床実習指導者や教員などといった人間関係から、拒否できない場合も多くある。拒否の意思表示がないことを同意・合意と勘違いしてはならない。

4) 教育の場・職場の延長にも留意

授業時間内・教育の場（実習関係の場所を含む。）・勤務時間内・職場内におけるハラスメントだけに注意するのではなく、職場・教育の場における人間関係がそのまま持続する宴会・各種イベントの場面においても、ハラスメントに十分留意する必要がある。

5) 学生と教員との関係について

教員と学生との間は、対等平等な関係ではない。ともに意見交換や議論をすることにより、平等な関係を築いているかのように思えるが、臨床実習指導者や教員は、学生に対して成績評価権を有することから、学生に対して絶対的に優位な立場にある。

VIII インフォームド・コンセント

インフォームド・コンセントの必要性について

インフォームド・コンセントとは、患者の権利を守るために、患者が施術内容についてよく説明を受け理解した上で（informed）、方針に同意する（consent）ことを意味する。ここでは臨床実習において必要な項目について記載する。

臨床実習においては、一般の臨床におけるインフォームド・コンセントに加え、学生が施術を見学したり、医療面接、身体診察などの施術の介助をしたりする旨を臨床実習指導者が患者に説明し、患者が理解したうえで同意を得る必要がある。また、同意を得ることにより、患者にも積極的に協力していただくことができ、より充実した実習が可能となる。

1. 同意書

1) 同意書は臨床実習指導者が患者に別添様式 10 の「施術の介助を行う場合の臨床実習の同意書」を見せながら、同意書の内容を説明する。患者が説明に納得したことを確認できたら同意書に自署又は代理同意人氏名に署名していただく。

2) 同意書の内容については別添様式 10 を見せながら臨床実習指導者の指導のもと、学生の施術の介助が行って良い場合の同意書であることを丁寧に説明する。このとき患者は同意を拒否できること、又、拒否しても不利益になることはないことを丁寧に説明する。

2. 学生の誓約書

臨床実習の場は、柔道整復師としての技能を向上させるためだけのものではなく、医療従事者としての自覚や責任感を促す場でもある。患者情報に関する守秘義務を遵守する必要性や重要性、診療の主役は患者であることなどを認識してもらうために、学生に誓約書への記入を課す。

- 1) 別添様式 11 の「個人情報等および施術所・医療機関等の法人機密情報の保護に関する説明文書」を踏まえて様式 12 の「誓約書」に自著したことを認識させること。
- 2) 施設（施術所・医療機関等）と養成施設が別添様式 4 の「柔道整復科学生の臨床実習に関する契約書(参考例)」に則り契約を交わしていることを学生に認識させること。

IX 医療事故の予防、発生後の対応

柔道整復師が医療者としての認識が高まる中で、リスクマネジメントに対する意識は医療との連携を図るうえで必要不可欠な要素になっている。なかでも臨床実習にかかわるリスクマネジメントは、学生による施術の介助に伴う有害事象の発生等に関わるリスクに対して、臨床実習施設と養成施設は組織的に事故防止に取り組む必要がある。ここに臨床実習を対象としたスタンダードマニュアルを提示することで、安全な実習の実施と柔道整復師の質を保証することを目指す。

1. 臨床実習におけるリスクマネジメント

1) リスクマネジメントとは

リスクマネジメントとは「専門分野のひとつであり組織がその使命や理念を達成するために、その資産や活動に及ぼすリスクの影響から最も効率（費用対効果）よく組織を守るためのプロセス」である。この基本は「人間はエラーを起こす」ということを前提として、そのエラーが事故へつながらないようにマネジメントすることにある。柔道整復師臨床実習におけるリスクマネジメントの目的は医療事故を防止することで、組織の損失を最小に抑え、「医療の質を保証する」とことと考えられる。ここに事故防止策の基本事項を挙げる。

2) 事故防止策の基本事項

①危機意識を持つ

柔道整復師の臨床教育に関わる教職員は常に「危機意識」を持たなくてはならない。これは不慮の事故が発生したときの対応策を常に持っていることにつながり、個々の対応ではなく、養成施設としてすべての教職員が共通した認識を持つことを意味する。

②個人情報の管理を徹底する

施術録には患者氏名、住所、電話番号をはじめとする患者情報が記載されていて、保存・管理には十分な配慮が必要となる。臨床実習等で知り得た個人の秘密を漏らしてはならないことはいままでもないが、施術録の施設外への持ち出し禁止などの指導を徹底しなければならない。また、症例報告でも容易に個人が特定されるよう

な記載は避けなくてはならない。

③情報の共有化を図り、事故防止に役立てる

「ヒヤリ」「ハット」(インシデント)の事例報告を収集し、分析・評価し、対策を講じるといった一連のシステムを構築する。事故を隠すのではなく情報を速やかに伝え、組織全体で情報を共有し、善後策を講じる必要がある。さらに不幸にして発生してしまった事故から、これを防ぐ方策を学び取らなくてはならない。

④記録は正確かつ丁寧に記載し、チェックを行う

学生には患者情報等の諸記録を正確に記入することを指導する。仮に、事故が発生したとしても、記録をもとに因果関係が明確となり、適切な判断をくだす可能性が高くなる。また、記載内容は実習調整者等にチェックを受けることによって信頼性が向上する。

⑤臨床実習に関わるすべての行為における確認を徹底する

臨床実習に関わるすべての行為は事前の確認を受けなければならない。当日の実習内容の確認をはじめ、物理療法機器や用具の確認、ベッドサイドの安全確認など実習に関わる行為について疑問や理解不可欠な事柄があれば必ず事前に確認し、理解して行動するよう努める。

⑥患者最優先の柔道整復師施術を提供する

質の良い施術とは患者本位の施術を提供することである。患者への配慮が欠けたときに事故が発生する。

⑦円滑なコミュニケーションとインフォームド・コンセントに配慮する

医療の原点はコミュニケーションであり、常に患者と適切な会話があることは、病態把握に必要な情報を得ると共に、事故を防ぐことになる。また、施術に伴うリスク(副作用など)を事前に説明して、患者の理解と同意を得ておくこともトラブル回避につながる。このようにインフォームド・コンセントの実施は、リスクマネジメントのツールとしての機能を持つ。

⑧養成施設全体で医療事故防止への組織的、系統的な管理体制を構築する

「事故は起こる」という前提のもとで養成施設全体として事故の防止、また事故からの損害を最小限に食い止める方法を構築しなければならない。

2. 組織として事故防止の取り組みを推進するための方策

1) 事故防止のための施設内体制の整備

臨床実習に関わる事故を防止するための養成施設全体を対象とした組織体制を構築する。具体的に事故防止対策委員会の設置、リスクマネージャーの選任・配置及び事故報告制度の導入である。臨床実習指導者と養成施設におけるリスク管理部門とが連携を取り、一元的な事故防止体制を整備する。また、組織的な事故防止への取り組みは、一時的なものではなく常に危機管理意識を持ち継続的に行わなければならない。

なお事故防止対策委員会とリスクマネージャーの役割は本ガイドラインでは実習調整者会議と実習調整者がその任に当たることが適当である。

①事故防止対策委員会の設置

事故防止対策委員会は、臨床実習に関わる事故の発生を防止し、また万一事故が

発生したとき迅速に対応できるよう安全管理体制を養成施設として組織化するものである。校長から委嘱を受けた者を委員長として教職員で構成される常設委員会を設け、リスクマネージャー（推進責任者）を選出し、リスクマネージャーのもとで事故防止対策を実行する。また、委員会の役割は臨床実習に関わる事故の防止及び再発防止に向けた情報収集、分析評価、教職員への周知、情報の集積・活用及び既存の安全管理体制の見直し、改善策の検討等を行う。

② リスクマネージャーの導入

リスクマネージャーは事故防止対策委員会の業務が円滑に推進するよう現場において臨床実習に関わる事故の防止および再発防止に向けた実施状況の把握、情報収集、教職員への周知を行う。

③ 臨床実習に関わる事故報告制度の導入と運用

インシデントやアクシデントの事例を収集し、委員会へ報告する制度を導入する。

i) 報告しやすい環境をつくる

報告書は実態の把握、防止策を検討するための情報である。この報告書は始末書ではなく、再発防止のための重要な情報であること知らしめ、懲罰を前提としない旨を説明するなど報告しやすい環境を整備する。

ii) 報告ルートの明確化

報告はリスクマネージャーを通して行うなど、そのルートを明確にする。

iii) 報告の方法

リスクマネージャーと相談し、例え些細なことでもできるだけ多くの報告を「アクシデント・インシデント・事故 報告書（様式 21）」にて提出する。報告書の提出は、事例集積の観点からも継続的に行われるべきである。

iv) 報告書作成にあたっての留意点

報告書はクレーム、インシデント（ヒヤリハット）、有害事象に区分する。インシデントとは、患者に被害を及ぼすことはなかったが日常診療の中で「ヒヤリ」「ハット」した経験を有する事例をさす。有害事象とは、臨床上発生した事故や過失、副作用など臨床上の有害とされる出来事である。

vi) 報告の活用

報告書の提出があれば委員会で真摯に検討し、業務の点検、改善など具体的な方法を検討する。

vii) 報告内容の周知

報告書の内容は職員に広く周知する。他人が経験したインシデントを共有することで事故発生の全体像が把握でき、事故に対する意識改革が進み、以後の事故防止に役立つと考えられる。

2) 臨床実習前における事故防止対策の整備

各養成施設は学生の臨床実習前に行われるオリエンテーション時に、臨床実習に関わるフローチャートと事故防止対策等のマニュアルを作成し、学生に提示することを推奨する。

① 施術録の作成

施術録を正確に作成することは療養費の申請時の必須事項であり、仮に事故が発生したときの対応に重要なツールとなる。実習施設において施術の介助として施術録を記入する状況が発生するかどうかは実習生の習熟度等により変化すると思われるが、臨床実習前に施術録を論理的に明確に記載できるように指導しておく必要がある。

施術録は社会的にも公的な書類であることを認識して、だれが見ても見やすく、正確かつ丁寧に記載するよう指導する。

② 施術録の記載事項

- i) 医療面接で得られた情報をもとに POS に基づく施術記録 (POMR)、SOAP 形式で病態の把握から治療計画に至る過程を明記する。
- ii) この情報をもとにインフォームド・コンセントを行い、施術による効果とリスクを患者に十分説明する。施術録には患者の理解の程度も記載する。
- iii) 臨床実習では学生による面接、検査、施術の介助に対して、患者の同意書が必要である旨を承知しておく。
- iv) 経過観察項目を明確にして、再来の際には必ず経過を確認する。
- v) 症状の程度を visual analog scale 等を用いて客観化する。
- vi) 施術計画を立案する。
- vii) 施術に対する反応性を記載する。
- viii) その他、施術に関する諸記載は医療関係者とも情報を共有することになるので、明瞭簡潔として、主観を廃して客観的な記述とする。

③ 手洗い等の励行

手指の消毒と手洗いは日常的、習慣的に行うよう指導する。

④ 施術に用いる機器の管理体制

日常的に用いている機器の取扱いには充分注意を払わなければならない。誤作動時の対処方法にも精通する必要がある。

⑤ 学生の習熟度の伝達評価

養成施設は臨床実習前施術試験等により学生の習熟度を把握し、それを実習調整者の管理下に置く。また、実習調整者は学生とコミュニケーションを図り、学生の素養等も勘案し、安全な臨床実習ができるよう臨床実習指導者と協議する。

⑥ 養成施設内での共有

自由な発言や建設的な議論ができる雰囲気づくりが重要である。教員全員がディスカッションできる環境づくりこそが未然防止につながる。

⑦ 事故防止策などのマニュアル作成

一連の施術の介助によって生じる可能性のある事故に対して、各養成施設は事故防止マニュアル等を作成しておくことが望ましい。インシデント (ヒヤリハット)、有害事象に遭遇することを想定してその対応策を簡潔にまとめておく。

3. 事故防止のための教育システムを考える

臨床実習に関わる事故防止は、施術に従事する個人の資質・技能水準の向上はもちろん

んのこと、その向上を個人に任せるのではなく組織全体として取り組む努力をしなくてはならない。また、学生が臨床実習に参加するには、実習調整者だけではなく、養成施設内の指導教員及び専任教員等と共に積極的に施設（施術所、医療機関等）との連携を取る努力が必要である。

1) 職員に対する啓発

「危機意識」を持たせる環境づくりを行う。

2) 組織で取り組む研修

研修（ワークショップ）を経験年数、職種等で分け、定期的・計画的に行なう。さらに自己点検・自己評価研修やAED講習などに取り組む。

3) 臨床教育へフィードバック

施設（施術所、医療機関等）と学生と実習調整者から提出された報告書等をもとに臨床教育の内容・方法について検討し、教育上の問題点を発見し、改善策を提示する。

4. 臨床実習時の事故防止および事故発生時の対応

臨床実習に臨む実習生は、臨床技術に対して未熟な段階にある。以下の点に留意して臨床実習中における事故防止に努めるとともに、事故が発生した際には緊急時の対応を速やかに行う。

1) 実習生が患者に対して事故を起こした時の対応

①直ちに臨床実習指導者に報告し、指示に従う。

②その後、実習調整者に連絡する。最終的に本実習の責任者である学校長に全ての情報を集約する。

③必要に応じて、実習調整者が当該施設を訪問し、情報の収集に努め、最善の対応策を協議する。

2) 実習生に事故が発生した時の対応

①実習生は直ちに臨床実習指導者に報告し、指示を仰ぐ。

②状況に応じて、実習生もしくは臨床実習指導者が実習調整者に連絡し、実習調整者は学校長に連絡する。

③実習調整者から実習生の父兄に速やかに連絡を行う。

3) 物品の破損・紛失に関する事故が発生した時の対応

①実習生は直ちに臨床実習指導者に報告し、指示を仰ぐ。

②対物賠償にあたる場合は、破損した物品等の写真などを記録する。

③必要に応じて実習調整者が当該施設を訪問し、情報の収集に努め、最善の対応策を協議する。

4) 事故発生後の報告・連絡の手続きおよび事故後の対応

①実習生は「アクシデント・インシデント・事故 報告書（様式 21）」に必要事項を記入したうえで実習調整者を通じて学校長に提出しなければならない。

②報告の緊急性およびその範囲に関しては、臨床実習指導者と実習調整者が協議する。

③臨床実習指導者と実習調整者との間で、事故発生当時の状況分析を行い、今後の事故防止策について検討する。

X 個人情報保護法と守秘義務

1. 個人情報の保護に関する法律の指導

厚生労働省による「個人情報保護制度の概要」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関する Q&A（事例集）などを踏まえ、「個人情報保護に関する誓約書」を作成するが、臨床実習施設における規定がある場合はそれに従う。

1) 臨床実習における具体的対応について

- ①患者の情報に対しては、守秘義務を厳守する。
- ②実習生が患者の疾患、傷害、予後に関する質問等をする場合は、患者・家族のいない場所で行う。
- ③患者からの疾患、症状、予後に関する質問に対しては、臨床実習指導者の指示を受けること。
- ④施術録の使用、症例報告資料作成などの取り扱いに留意し、必要に応じて臨床実習指導者の指示を受けること。
- ⑤症例報告資料作成については別添様式 20 の症例報告記入上の留意点を参照のこと。
- ⑥臨床実習関連資料をパソコン等の電子媒体で作成する場合には、その旨を臨床実習調整者に報告するとともに、作成したデータは学生の責任のもと厳重に管理する。
- ⑦臨床実習終了後、不必要となった記録物やメモ類はシュレッダー等により、廃棄する。また電子媒体によるデータは内容を消去する等の処分を行う。

	教員（実習調整者）	学 生	施設（臨床実習指導者）
実習開始前	学生情報提供 情報管理教育	個人情報保護法 守秘義務の理解・確認	学生個人情報の守秘 患者への実習協力依頼
実習中	施設訪問による指導	患者情報収集 利用・保管	患者情報管理 チェック・指導
実習終了	患者・情報 チェック・確認	患者情報 処理・消去・破棄	患者情報チェック・確認 学生の個人情報の処理保管

表 9. 臨床実習における情報管理 【臨床実習教育の手引き】社団法人 日本理学療法士協会（抜粋）

2) 留意事項

臨床実習を実施する際に学校は臨床実習指導者と契約を交わす（様式 4）。また学生は学校に誓約書を提出する（様式 12）。この誓約書の提出により、患者のプライバシーを侵害した場合は、不法行為等で民事上の責任を負うことになる。このことは誓約書の記載事項に抵触する行為があった場合は患者への説明や謝罪、実習中止、別途、損害賠償請求が発生することを意味する。

また学校に対しては今後の実習受入の中止、更に学内においては学則の一般条項等に抵触することもある。したがって学生への指導では施術録という紙媒体は無論であ

るが、近年急速に普及している Twitter 等の SNS への書き込みへの対応・対策に腐心してもらいたい。

柔道整復師という医療系の学生は施設（施術所、医療機関等）で患者の人格に不可欠な生な情報と常に向き合わなければならないという特性がある。この患者を中心とした柔道整復師という医療人養成ということを考えるならば、学生には「違法行為をした場合にはペナルティがある」という高い規範を修得してもらいたい。

XI 賠償責任保険・傷害保険

柔道整復師の養成において、安心して安全な臨床実習が実施されるためには、教育環境等の充実が重要であることはいうまでもない。また、リスクマネジメントの観点から、「事故は必ず起きるもの」という認識を絶えずもち、臨地実習中における事故の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。しかしながら、十分に注意を払っていても、事故を完全に防ぐことは難しい現状である。不慮の事故により、学生、学校、臨地実習施設それぞれの生命・財産・基本的権利等が損なわれることがないように、必要な救済が受けられるようにしておかなければならない。また、個人情報管理を徹底しなければならず、臨床実習等で知り得た個人の秘密を漏らしてはならないことはいうまでもない。

学校（養成施設）は保険に加入することにより、医療関連学科の正課・学校行事として日本国内で行う医療関連実習に起因して、学生が他人の身体、生命を害し、または、他人の財物を損壊したこと等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が補償される。

本ガイドラインでは、キャリア教育共済協同組合の「学生・生徒24時間共済」賠償責任保険の手続きの流れを次頁に紹介する。

1. 事故の発生

- ・ 保険の対象となるもの
 - ① 正課中
 - ② 実習中
 - ③ 日常生活

2. 事故報告

- ・ 事故が発生した場合、直ちに臨床実習指導者、学校の実習調整者に届けること。
- ・ 実習調整者は、事故状況を確認し、保険会社に届け出ること。
注) 届け出が遅れると保険手続きができない場合がある。
- ・ 実習調整者は、臨床実習指導者と連携し、被害者の状況等を把握し、連絡を密にとりあうこと。

3. 治療

- ・ 治療費などの領収書を必ず保管しておくこと。

4. 完治

- ・ 示談書、賠償責任保険金請求書等を保険会社に提出しなければならない。
- ・ 学校では、不慮の事故のために何らかの賠償責任保険に加入し、万一に備えられていることと思われる。これまで、臨床実習中に大きな事故が発生した報告はないが、あらゆる事故の発生を想定し、加入している賠償責任保険では、どのように補償されるのか等、内容を確認しておく必要がある。

XII シラバスの例示

臨床実習	学年	単位	時間数
一般目標	臨床体験、臨床見学を通して、臨床に携わる者としての態度・習慣、ならびに実践的能力を修得する		
到達目標	1) 臨床実習において施術所における施術の一連の流れを理解する。 2) 実習施設の業務形態を理解し、スタッフとしての行動ができる。 3) 患者に対し、適切な態度で接する。		
学習内容	大項目	中項目	
	基礎実習	1) 柔道整復師としてふさわしい服装、身だしなみや態度を身につける 2) 医療面接の実施 3) ROM、MMTなどを計測、評価の実施 4) 神経学的検査、脈管検査、評価の実施 5) 治療機器の効果、禁忌の理解 6) ベッドメイキング、衛生面への配慮 【見学実習】 環境準備 受付業務 患者さんの誘導を実施 【体験実習】 患者として施術を受け、グループディスカッションの実施	
	患者さんに対する対応	1) 患者に対して適切な対応ができる。 2) 患者の抱える問題点に共感できる。 3) 自己の問題点を抽出し、解決できる。	
	施術録作成・症例検討	1) 施術録の記載 2) 症例検討の実施	
	保険請求 (受療委任の手続き)	1) 手続きの意義 2) 記載方法の実施	
	評価	ポートフォリオ	

別添資料 各種手続き資料等（参考例）

- 様式 1 臨床実習の委託について
- 様式 2 臨床実習承諾書
- 様式 3-1 臨床実習施設の概況書（施術所用）
- 様式 3-2 臨床実習施設の概況書（医療機関等用）
- 様式 4 柔道整復科学生の臨床実習に関する契約書（参考例）
- 様式 5 学生プロフィール
- 様式 6-1 臨床実習指導者の履歴書（施術所用）
- 様式 6-2 臨床実習指導者の履歴書（医療機関等用）
- 様式 7 臨床実習指導計画書（事前調整用）
- 様式 8 臨床実習出席表
- 様式 9 欠席届・遅刻届・早退届
- 様式 10 施術の介助を行う場合の臨床実習の同意書
- 様式 11 個人情報保護及び施術所・医療機関等の法人情報の保護に関する説明文書
- 様式 12 個人情報保護及び施術所・医療機関等の法人情報の保護に関する誓約書
- 様式 13 中間評価（臨床実習指導者用）
- 様式 14 最終評価（臨床実習指導者用）
- 様式 15 個別の学習目標設定
- 様式 16 デイリーノート
- 様式 17 中間評価（自己評価、実習生用）
- 様式 18 最終評価（自己評価、実習生用）
- 様式 19 臨床実習終了時の振り返り
- 様式 20 症例報告
- 様式 21 アクシデント・インシデント・事故 報告書

- 参考資料 1 柔道整復師養成施設指導ガイドライン（抜粋）
- 参考資料 2 甲（臨床実習施設）が定めた諸規則・心得等（参考例）
- 参考資料 3 臨床実習施設届出に係る提出書類等
- 参考資料 4 臨床実習に関する協定書
- 参考資料 5 臨床実習前施術試験等評価票（見学型）
- 参考資料 6 臨床実習前施術試験等評価票（参加型）
- 参考資料 7 ループリック評価
- 参考資料 8 ポートフォリオ評価

参考文献

〇〇〇〇 (施設名)
 〇〇 (役職) 〇〇 〇〇様

〇〇〇〇専門学校
 学校長 〇〇 〇〇

臨床実習の委託について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本校の教育活動にご配慮賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校におきましては、学生教育の一環として、平成〇〇年度の臨床実習を下記日程にて実施する予定であります。つきましては、貴施設を本校柔道整復科臨床実習施設とし、本校学生（実習生）に対しご指導いただけますようお願い申し上げます。

また、本校臨床実習に関わる実習委託費を当方の規定により、下記の通りお支払いさせていただく予定であります。

尚、甚だ勝手でございますが、別紙「実習施設承諾書」をご返送くださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 臨床実習期間及び実習生数

実習期間		実習生数（受入数）
1, 平成 年 月 日 () ~ 月 日 () () 日間 時 間 : ~ : () 時間 単位数 () 単位		名
2, 平成 年 月 日 () ~ 月 日 () () 日間 時 間 : ~ : () 時間 単位数 () 単位		名
3, 平成 年 月 日 () ~ 月 日 () () 日間 時 間 : ~ : () 時間 単位数 () 単位		名

2. 実習委託費

実習委託費 ¥〇〇〇円×〇〇時間×〇日間×実習生数

※実習委託費は振り込みにてお支払いさせていただきます。

〇〇〇〇〇 (学校養成施設住所)

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

E-mail 〇〇〇〇

担当 〇〇〇〇

臨床実習承諾書

〇〇〇〇専門学校

学校長 〇〇 〇〇様

平成〇〇年度〇〇〇〇専門学校〇〇学科の臨床実習施設として、実習生を受け入れることを承諾します。

1. 施設の名称 _____
2. 施設の開設者氏名 _____
3. 施設の長または管理者 _____
(開設者と異なる場合)
4. 臨床実習期間及び実習生数

実習期間	実習生数 (受入数)
1. 平成 年 月 日 () ~ 月 日 () () 日間 時 間 : ~ : () 時間 単位数 () 単位	名
2. 平成 年 月 日 () ~ 月 日 () () 日間 時 間 : ~ : () 時間 単位数 () 単位	名
3. 平成 年 月 日 () ~ 月 日 () () 日間 時 間 : ~ : () 時間 単位数 () 単位	名

〇〇〇〇〇 (施設住所)

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

E-mail 〇〇〇〇

担当 〇〇〇〇

臨床実習施設の概況書（施術所用）

〇〇〇〇専門学校
 学校長 〇〇 〇〇様

平成〇〇年度〇〇〇〇専門学校〇〇学科の施術所臨床実習施設として、実習生を受け入れるにあたり、当施術所の概況を報告します。

施術所の名称				
所在地	〒 ー			
電話番号				
開設者氏名	印			
業 種	・柔道整復 ・はりきゅう柔道整復・ ・あはき柔道整復 ・他（ ） （いずれか1つに○をつけてください）			
開設年月日	昭和・平成 年 月 日（開設期間 年 ヶ月）			
前年度の受療者数について	延べ 人（平成 年度） 平均受療者数 人/（1施術日当たり）			
療養費申請資格停止等の行政処分の有無	有 ・ 無 ※いずれかに○			
臨床実習指導者	氏 名	免許の種類		
施術日時	曜日： 時 ～ 時 、 時～ 時 曜日： 時 ～ 時 、 時～ 時			
実習受け入れ可能日時及び受け入れ可能実習生数	1.	年 月 日～ 年 月 日	名	
		(: ~ :)		
	2.	年 月 日～ 年 月 日	名	
	(: ~ :)			
	3.	年 月 日～ 年 月 日	名	
	(: ~ :)			
前年度の実習生受け入れ状況	名（延べ人）			
構造設備の概要	専用の施術室面積	m ²	待合室の面積	m ²
設 備	施術ベッド	床	電気療法機器	台
	超音波診断装置	台	他	台
		台		

臨床実習施設の概況書（医療機関等用）

〇〇〇〇専門学校

学校長 〇〇 〇〇様

平成〇〇年度〇〇〇〇専門学校〇〇学科の医療機関等実習施設として、実習生を受け入れるにあたり、当施設の概況を報告します。

医療機関等の名称		
所在地	〒 -	
電話番号		
医療機関等の 代表者氏名	印	
業 種	・医療機関（病院、診療所） ・スポーツ施設 ・介護施設 ・他（ ） （いずれか1つに○をつけてください）	
開設年月日	昭和・平成 年 月 日（開設期間 年 ヶ月）	
臨床実習指導者	氏 名	免許の種類
診療日時	曜日： 時 ～ 時 、 時～ 時 曜日： 時 ～ 時 、 時～ 時 曜日： 時 ～ 時 、 時～ 時 曜日： 時 ～ 時 、 時～ 時	
実習受け入れ可能 日時及び受け入れ 可能実習生数	1. 年 月 日～ 年 月 日 (: ~ :)	名
	2. 年 月 日～ 年 月 日 (: ~ :)	名
	3. 年 月 日～ 年 月 日 (: ~ :)	名
前年度の実習生 受け入れ状況	名（延べ人数）	
特記事項		

3. 乙は、甲の求めがある場合、前項の説明文書および誓約書を開示するものとする。
4. 乙は実習生に対し、実習終了後も甲の保有する個人情報等の保護を徹底するよう指導監督する。
5. 甲は、実習終了後も実習生の個人情報等を適正に管理する。
6. 甲乙双方は、実習の実施にあたって知り得た他人の個人情報等について適正に管理する。

第7条（個人情報等の保護状況の報告および調査）

甲は、乙に対し、実習中および実習終了後の個人情報等の保護状況について、書面による報告を求めることができるものとし、乙は遅滞なくこれに応じるものとする。

2. 甲は、乙に対し、実習中および実習終了後の個人情報等の保護状況について、確認のために調査することができるものとし、乙は、正当な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

第8条（法人機密情報の保護）

本契約における甲の法人機密情報とは、以下の情報をいう。

- (1) 甲の経営および事業運営に関する情報で公知でないもの
- (2) 公知であっても、第三者に提供されることによって甲の権利利益が損なわれるおそれのある情報

2. 乙は、実習の実施にあたって、甲の法人機密情報の漏えいなどが生じないように、法人機密情報の保護について実習生に説明文書をもって適切な指導をするとともに、実習終了後も法人機密情報の保護を徹底するよう指導監督する。

第9条（実習の中止）

甲または乙は、実習生が以下に示す事項に該当すると判断したときは、甲乙協議の上、実習生の実習を中止させることができる。

- (1) 甲の定める諸規則・心得等に違反した場合
- (2) 甲の施設内の秩序あるいは規律を乱した場合
- (3) 個人情報等の保護に関して漏えいがあった場合
- (4) 甲の法人機密情報の保護に関して漏えいがあった場合
- (5) 実習態度の不良などにより実習の目的を果たし得ない場合
- (6) 実習期間中に生じた疾病・傷害等により長期欠席した場合
- (7) 甲による実習指導の継続が不可能となった場合
- (8) 甲と実習生との間に解決しがたい問題が発生した場合

2. 乙が既に支払った実習委託費については、甲は乙に返還しない。ただし、前項の(6)、(7)または(8)の理由により実習の継続が不可能になった場合は、実習委託費に関して甲乙協議の上、解決するものとする。

第10条（実習生の疾病および傷害）

実習生の実習期間中における疾病および傷害、または実習を原因として実習後に生じた疾病および傷害については、甲の故意または過失による場合を除き、乙の責任において対処す

るものとする。

第11条（損害賠償）

実習生の故意または過失により、甲に事故、器物破損、機密情報の漏えいその他の損害を与えた場合は、乙は甲に対し、実習生と連帯してその賠償責任を負うものとする。

第12条（第三者損害賠償）

実習生の故意または過失により、第三者（甲の従業員を含む）に人的または物的損害を与え、当該第三者と甲との間で損害賠償責任を問われる紛争または訴訟が発生した場合は、乙は、その当事者として誠意をもってその対応にあたりるとともに、甲乙は、実習生と連帯して当該第三者に対する賠償責任を負うものとする。

2. 前項の賠償負担の割合および求償については、甲乙協議の上決定するものとする。

第13条（その他の事項）

本契約に定めない事項および契約条項に疑義が生じた場合または変更については、それぞれ甲乙協議の上解決する。

本契約の締結を証すために、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

所在地 _____

甲 医療提供施設名 (個人名または法人名) _____

代表者名 _____

所在地 _____

乙 法人名 学校法人〇〇学園 〇〇専門学校 _____

代表者名 校長 柔整 太郎 _____

学生プロフィール

記入日 年 月 日

臨床実習施設名	
学校（養成施設）名	（学年： 年）

ふりがな		性別	写真を貼る位置 ○ cm × ○ cm
氏名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
生年月日	昭和・平成 年 月 日満（ ）歳		
最終学歴	昭和・平成 年 月卒業（修了）		
趣味		特技	
長所		短所	
実習地までの交通手段	（所要時間： ）		
健康状態			

以下には記入しないこと。

臨床実習前施術試験等の評価	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C
実習調整者のコメント	（実習調整者氏名： ）

臨床実習指導者の履歴書（医療機関等用）

〇〇〇〇専門学校

学校長 〇〇 〇〇様

平成〇〇年度〇〇〇〇専門学校〇〇学科の臨床実習施設として、実習生を受け入れるにあたり、指導者の履歴を報告します。

医療機関等の名称		
臨床実習指導者氏名	印	
連絡先	TEL : — — FAX : — — E-mail :	
生年月日	昭和・平成 年 月 日（ 歳）	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女
履 歴	最終学歴	
	年 月	
	職 歴	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	指導歴（教育歴） ※ある場合は記載ください	
	年 月	
医療関連 免許・資格等	免許・資格等名称	取得年月
		年 月
		年 月
		年 月
		年 月
		年 月
特記事項		

臨床実習指導計画書

(事前調整用)

〇〇〇〇専門学校
 学校長 〇〇 〇〇様

平成〇〇年度〇〇〇〇専門学校の臨床実習施設とし、下記要領にて実施する。

実習生氏名	
実習期間	年 月 日 ~ 年 月 日
時間数 ※	1日： 時間 合計： 時間

※休憩時間及び主体的な学びとされない時間は除く

一般目標	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
態 度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
付帯業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
診 察	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
物理療法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施術の介助	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
固 定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特記事項						

項目は本ガイドラインが推奨する項目です。この項目で実施の場合は□に☑にチェックを入れてください。また、本6項目以外で指導を計画される場合は「その他 ()」に項目を記載してください。

なお一般目標の項目で想定できる項目は右頁を、「その他」はV-3.「柔道整復師が身につけておくべき段階的実践能力」を参照ください。

平成 年 月 日

臨床実習施設名 _____

臨床実習指導者氏名 _____ 印

臨床実習計画書の一般目標と想定できる行動目標

一般目標	行動目標	
態 度	施術者に相応しい身だしなみ（服装・容姿）ができる。	
	施術者に相応しい挨拶と言葉遣いができる。	
	時間や約束事を守ることができる。	
	臨床実習指導者の指示に適切に応えることができる。	
	実習先のスタッフと良好なコミュニケーションを築くことができる。	
	実習に際して目的意識を持って臨むことができる（積極性）。	
	患者に不快感を与えない態度がとれる。	
	守秘義務・個人情報に注意を払っている。	
付帯業務	施術室や待合室などの清潔保持ができる。	
	施術道具及び施術機器の衛生管理に努めることができる。	
	受付で、予診表の記入方法を説明できる。	
診 察	医療面接（問診）と身体診察（触診など）の手順が説明できる。	
	医療面接（問診）ができる。	
	身体診察（触診など）ができる。	
	ROM、MMTなどの計測、評価を説明できる。	
	ROM、MMTなどの計測、評価ができる。	
	各種徒手検査、各反射検査などの評価を説明できる。	
	各種徒手検査、各反射検査などで評価ができる。	
物理療法	物理療法機器の効果と適応と禁忌が説明できる。	
	正しく物理療法機器を患者に装着できる。	
施術の介助	介 助	患者誘導ができる。
		臨床実習指導者のもと患部を愛護的に扱うことができる。
	施術録	施術録の項目を説明できる。
		臨床実習指導者が行う診察に参加し、臨床実習指導者が記載する施術録と同水準の記載ができる。
固 定	巻軸包帯	巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。
		巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかの技術を修得している。
	テーピング	患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を説明できる。
		患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を修得している。
	その他	V-3.「柔道整復師が身につけておくべき段階的実践能力」を参照ください。

※本表は臨床実習計画書の一般目標と想定できる行動目標を例示したもので、例示した行動目標の全てを実施するものではありません。

臨床実習出席表

実習生氏名 _____

臨床実習施設名 _____

臨床実習指導者氏名 _____ 印

臨床実習期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

1 日の実習時間 _____ 時間

臨床実習総時間数 _____ 時間

	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
月 / 日	/	/	/	/	/	/
出 席						
	日目	日目	日目	日目	日目	日目
月 / 日	/	/	/	/	/	/
出 席						

〈出席項目の表記の仕方〉

出席の場合：○

欠席の場合：／

遅刻の場合：×（何分又は何時間遅刻してきたか表記してください）例：×30 分

早退の場合：×（何分又は何時間早退したか表記してください）例：×2 時間

〈備 考〉

提出日：平成 年 月 日

欠席届・遅刻届・早退届

臨床実習施設名 _____

臨床実習指導者氏名 _____様

下記の通り臨床実習を欠席・遅刻・早退しましたので届出ます。

学校（養成施設）名： _____

学籍番号： _____

実習生氏名： _____ 印

記。

日 時： 平成 年 月 日

（ 時 分 ～ 時 分の 時間）

内 容： 欠席 ・ 遅刻 ・ 早退 （該当項目に○をつけること）

理 由：

※内容が複数の場合は、この用紙をコピーして使用すること。

※添付書類（診断書、証明書等）が必要な場合は内容発生後速やかに提出すること。

施術の介助を行う場合の臨床実習の同意書

当施設では、柔道整復養成施設の学生が、直接患者に対して施術を行うに足る総合的知識及び基本的技能と態度の修得を目的に、当施設において実習を行うことを受け入れることといたしました。実習を受け入れるに当たって施術の介助を行う場合は患者の同意を得るようにとされております。

つきましては学生の実習は以下の基本的な考え方で臨むことにしております。柔道整復師教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

記

1. 学生氏名：
2. 養成施設名：
3. 実習期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

- ①学生の施術の介助に同意していただかなくても施術上の不利益を受けることはありません。
- ②同意していただいたあとも、いつでも撤回することができます。
- ③実習生が施術の介助を行う場合は、指導者の指導・監視の下に実施いたします。
- ④実習生が施術の介助を行う場合は、事前にわかりやすい説明を行い安全性を最優先します。
- ⑤実習に関する意見や質問等があれば、いつでも指導者に直接尋ねください。
- ⑥臨床実習を通して知り得た患者様やご家族に関する情報については、他者に漏らすことがないようにプライバシーの保護に努め、実習以外の目的で使用することはありません。

年 月 日

説明者：臨床実習指導者氏名
臨床実習施設名

臨床実習同意書

私 (患者氏名) は学生の臨床実習について、別紙のとおり説明を受けて納得しました。
 (養成施設名) の学生が、臨床実習指導者の指導と監視の下で施術の介助を受けることについて、同意します。

平成 年 月 日

患者氏名 署名： _____
代理同意人氏名 署名： _____ 続柄： _____

個人情報等および施術所・医療機関等の法人機密情報の保護 に関する説明文書

本説明文書は、臨床(地)実習のカリキュラムとしておこなわれる施術所、医療機関等における実習・研修・見学(以下、「実習等」という)において本校学生が守るべき事項のうち、特に、実習等の誠実な履行、実習等に関連して本校学生が取得した個人情報、秘密およびプライバシー(以下、「個人情報等」という)の保護、施術所、医療機関等の法人機密情報の保護に関するものである。

1. 個人情報等

- 1) 「個人情報の保護に関する法律」において、個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。
- 2) 個人情報等には、以下の情報などが含まれる。
 - (1) 特定の患者あるいはその関係者が識別できる情報
(カルテ情報、処方せん、データなどを含む)
 - (2) 実習先施術所・医療機関等の特定の職員あるいはその関係者が識別できる情報
 - (3) 特定の各学生が識別できる情報

2. 個人情報等の適正管理

- 1) 本校学生は、個人情報の保護に関する法律等、各養成施設が定める個人情報保護規程、および実習先施術所・医療機関等の定める個人情報保護規程・機密保持規程等に従って個人情報等を適正に管理する。
- 2) 個人情報等を記録した文書、パソコン、記憶媒体などが紛失あるいは盗難に遭わないように最大限に配慮し、注意する。
- 3) 以下に掲げる行為は個人情報等の適正管理を妨げるものであり、本校学生はこれらの行為をおこなってはならない。
 - (1) 個人情報等を、実習先施術所・医療機関等の許可なしに、使用すること
 - (2) 実習先施術所・医療機関等の文書による許可なく個人情報等を第三者に提供すること
 - (3) 個人情報等を、実習先施術所・医療機関等の許可なしに、複製・複写すること
 - (4) 個人情報等を、実習先施術所・医療機関等の許可なしに、実習先施術所・医療機関の指定した場所以外へ持ち出すこと
 - (5) 個人情報等を、実習先施術所・医療機関等の許可なしに、廃棄すること
 - (6) 個人情報等を、実習先施術所・医療機関等の許可なしに、私有パソコンで取り扱うこと
 - (7) 個人情報等を、ファイル交換ソフト(Winny など)を入れたパソコンで取り扱うこと

(8) 個人情報等を、離席時あるいは退室時に、机上等に放置すること

- 4) 本校学生は、実習等の終了時に、実習先施術所・医療機関等の指示に従い、実習等の間に取得した個人情報等およびその複製物・複写物のすべてを、返還または廃棄しなければならない。
- 5) 本校学生は、実習等の終了後においても、個人情報等の保護義務を負う。

3. 施術所、医療機関等の法人機密情報の保護

1) 本文書の「施術所、医療機関等の法人機密情報」とは、以下の情報をいう。

(1) 実習先施術所、医療機関等の経営および事業運営に関する情報で公知でないもの

(2) 公知であっても、第三者に提供されることによって実習先施術所、医療機関等の権利利益が損なわれるおそれのある情報

2) 以下は本文書の施術所、医療機関等の法人機密情報の対象ではない。

(1) 情報取得時に既に公知であった情報

(2) 情報取得後、本校学生の責によらず公知となった情報

(3) 情報取得時に既に本校学生が保有していた情報

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず入手した情報

(5) 法令その他に基づき公的機関等により開示を要求された情報

本校学生は、施術所、医療機関等における実習等において、法人機密情報の保護義務を負う。法人機密情報の適正管理については、前項の個人情報等の適正管理に準ずる。

4. 周知徹底の義務

本校は本校学生に対し、個人情報等および法人機密情報の保護義務を履行するために、個人情報等および法人機密情報の取扱いについて周知徹底しなければならない。

5. 誓約書の提出

本校学生は、以上の条項を理解した上で、これを遵守する証として、「施術所、医療機関等における実習等の誠実な履行ならびに個人情報等および法人機密情報の保護に関する誓約書」を提出する。

以上

個人情報等および施術所・医療機関等の法人機密情報の保護
に関する誓約書

〇〇柔整専門学校
校長 〇〇 〇〇 様

1. 私は、〇〇専門学校の学生として実習先施術所、医療機関等において実習・研修・見学(以下、「実習等」という)をおこなうにあたり、「〇〇専門学校、個人情報等および施術所・医療機関等の法人機密情報の保護に関する説明文書」の事項を十分に理解しましたので、これを遵守いたします。
2. 私は、実習等の期間中はもちろん、その後においても、実習等において知り得た個人情報等および法人機密情報を第三者に漏えいいたしません。

以上、誓約いたします。

平成 年 月 日

臨床実習施設名 _____

臨床実習施設代表者名 _____

学生住所 _____

学籍番号 _____

学生氏名 _____

日時は書類を記入した日を記入してください。

中間評価（臨床実習指導者用）

〇〇〇〇専門学校

学校長 〇〇 〇〇様

実習生氏名 _____

中間評価実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

一般目標	行動目標	行動目標評価	一般目標評価	
態 度	<input type="checkbox"/> 施術者に相応しい身だしなみ（服装・容姿）ができる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術者に相応しい挨拶と言葉遣いができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 時間や約束事を守ることができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者の指示に適切に応えることができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 実習先のスタッフと良好なコミュニケーションを築くことができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 実習に際して目的意識を持って臨むことができる（積極性）。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 患者に不快感を与えない態度がとれる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 守秘義務・個人情報に注意を払っている。	A・B・C・D・UC		
付帯業務	<input type="checkbox"/> 施術室や待合室などの清潔保持ができる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術道具及び施術機器の衛生管理に努めることができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 受付で、予診表の記入方法を説明できる。	A・B・C・D・UC		
診 察	<input type="checkbox"/> 医療面接（問診）と身体診察（触診など）の手順が説明できる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 医療面接（問診）ができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 身体診察（触診など）ができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> ROM、MMTなどの計測、評価を説明できる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> ROM、MMTなどの計測、評価ができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 各種徒手検査、各反射検査などの評価を説明できる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 各種徒手検査、各反射検査などで評価ができる。	A・B・C・D・UC		
物理療法	<input type="checkbox"/> 物理療法機器の効果と適応と禁忌が説明できる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 正しく物理療法機器を患者に装着できる。	A・B・C・D・UC		
施術の介助	介 助	<input type="checkbox"/> 患者誘導ができる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC
		<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者のもと患部を愛護的に扱うことができる。	A・B・C・D・UC	
	施術録	<input type="checkbox"/> 施術録の項目を説明できる。	A・B・C・D・UC	
		<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者が行う診察に参加し、臨床実習指導者が記載する施術録と同水準の	A・B・C・D・UC	

		記載ができる。		
固 定	巻軸包帯	<input type="checkbox"/> 巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC
		<input type="checkbox"/> 巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかの技術を修得している。	A・B・C・D・UC	
	テーピング	<input type="checkbox"/> 患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を説明できる。	A・B・C・D・UC	
		<input type="checkbox"/> 患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を修得している。	A・B・C・D・UC	
その他	<input type="checkbox"/>		A・B・C・D	A・B・C・D
	<input type="checkbox"/>		A・B・C・D	A・B・C・D
	<input type="checkbox"/>		A・B・C・D	A・B・C・D
特記事項	実習生への今後の課題及び留意事項などについてお気づきの点がございましたら記入をお願いいたします。			

〔評価基準〕

A：ほとんど助言・指導を必要としない（優）

B：ある程度の助言・指導を必要とする（良）

C：かなりの助言・指導を必要とする（可）

D：かなりの助言・指導をしてもできない（不可）

UC：未観察のためコメントできない（Unable to comment）

平成 年 月 日

臨床実習施設名 _____

臨床実習指導者氏名 _____ 印

最終評価（臨床実習指導者用）

〇〇〇〇専門学校

学校長 〇〇 〇〇様

実習生氏名： _____

実習期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

時間数： 1日 _____ 時間、合計 _____ 時間

実習修了の適否： _____ 適 _____ 否 ※どちらかに○を付してください。

最終評価実施日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

一般目標	行動目標	行動目標評価	一般目標評価	
態 度	<input type="checkbox"/> 施術者に相応しい身だしなみ（服装・容姿）ができる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術者に相応しい挨拶と言葉遣いができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 時間や約束事を守ることができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者の指示に適切に応えることができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 実習先のスタッフと良好なコミュニケーションを築くことができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 実習に際して目的意識を持って臨むことができる（積極性）。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 患者に不快感を与えない態度がとれる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 守秘義務・個人情報に注意を払っている。	A・B・C・D・UC		
付帯業務	<input type="checkbox"/> 施術室や待合室などの清潔保持ができる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術道具及び施術機器の衛生管理に努めることができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 受付で、予診表の記入方法を説明できる。	A・B・C・D・UC		
診 察	<input type="checkbox"/> 医療面接（問診）と身体診察（触診など）の手順が説明できる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 医療面接（問診）ができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 身体診察（触診など）ができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> ROM、MMTなどの計測、評価を説明できる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> ROM、MMTなどの計測、評価ができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 各種徒手検査、各反射検査などの評価を説明できる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 各種徒手検査、各反射検査などで評価ができる。	A・B・C・D・UC		
物理療法	<input type="checkbox"/> 物理療法機器の効果と適応と禁忌が説明できる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 正しく物理療法機器を患者に装着できる。	A・B・C・D・UC		
施術の介助	介 助	<input type="checkbox"/> 患者誘導ができる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC
		<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者のもと患部を愛護的に扱うことができる。	A・B・C・D・UC	
	施術録	<input type="checkbox"/> 施術録の項目を説明できる。	A・B・C・D・UC	

		<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者が行う診察に参加し、臨床実習指導者が記載する施術録と同水準の記載ができる。	A・B・C・D・UC	
固 定	巻軸包帯	<input type="checkbox"/> 巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC
		<input type="checkbox"/> 巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかの技術を修得している。	A・B・C・D・UC	
	テーピング	<input type="checkbox"/> 患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を説明できる。	A・B・C・D・UC	
		<input type="checkbox"/> 患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を修得している。	A・B・C・D・UC	
その他	<input type="checkbox"/>		A・B・C・D	A・B・C・D
	<input type="checkbox"/>		A・B・C・D	A・B・C・D
	<input type="checkbox"/>		A・B・C・D	A・B・C・D
特記事項	実習期間を通して実習生が成長したと思われること及び実習生への今後の課題などについてお気づきの点がございましたら記入をお願いいたします。			

臨床実習生、総合評価（最終評価）	A ・ B ・ C ・ D
上記評価の判断基準を記載ください。	

〔評価基準〕

- A：ほとんど助言・指導を必要としない（優） B：ある程度の助言・指導を必要とする（良）
C：かなりの助言・指導を必要とする（可） D：かなりの助言・指導をしてもできない（不可）
UC：未観察のためコメントできない（Unable to comment）

平成 年 月 日

臨床実習施設名 _____

臨床実習指導者氏名 _____ 印

個別の学習目標設定

このシートは臨床実習の最初に、実習調整者とオリエンテーションで使用するものです。最初に実習調整者から学習目標について説明がありますので、それを参考にしながら「自分自身の学習目標」を初日に書いて、実習調整者にコピーを提出してください。

※実習調整者の方へ

このシートは学生と協同して学習目標を設定する際にご使用ください。実習調整者が期待する学習目標と、学生が期待する学習目標との擦り合わせというイメージです。またこの設定のために、必ず臨床実習の最初にオリエンテーションを行って頂きますようお願いいたします。

氏名 _____

施術所 _____

実習期間 _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

記入日 _____年 _____月 _____日

I. 臨床実習での目標

1.
2.
3.

II. 目標を達成するための具体的なプラン

具体的なプラン（具体的な目標など）	記入日

1枚に収まらない場合は複数枚に渡っても構わない。

デイリーノート

実習生氏名 _____

臨床実習施設名 _____

実習日	平成 年 月 日
時 間	実習内容（観察内容や疑問点を時系列又は項目別、疾患別に記載）
実習で学んだこと	
1日の振り返り	
臨床実習指導者のコメント	サイン _____

※実習日毎に作成し、コメント欄には指導者のコメントとサインをもらうこと。

中間評価（自己評価、実習生用）

実習生氏名 _____

臨床実習施設名 _____

臨床実習指導者名 _____

中間評価実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

一般目標	行動目標	行動目標評価	一般目標評価	
態 度	<input type="checkbox"/> 施術者に相応しい身だしなみ（服装・容姿）ができる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術者に相応しい挨拶と言葉遣いができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 時間や約束事を守ることができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者の指示に適切に応えることができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 実習先のスタッフと良好なコミュニケーションを築くことができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 実習に際して目的意識を持って臨むことができる（積極性）。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 患者に不快感を与えない態度がとれる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 守秘義務・個人情報に注意を払っている。	A・B・C・D・UC		
付帯業務	<input type="checkbox"/> 施術室や待合室などの清潔保持ができる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術道具及び施術機器の衛生管理に努めることができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 受付で、予診表の記入方法を説明できる。	A・B・C・D・UC		
診 察	<input type="checkbox"/> 医療面接（問診）と身体診察（触診など）の手順が説明できる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 医療面接（問診）ができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 身体診察（触診など）ができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> ROM、MMTなどの計測、評価を説明できる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> ROM、MMTなどの計測、評価ができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 各種徒手検査、各反射検査などの評価を説明できる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 各種徒手検査、各反射検査などで評価ができる。	A・B・C・D・UC		
物理療法	<input type="checkbox"/> 物理療法機器の効果と適応と禁忌が説明できる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 正しく物理療法機器を患者に装着できる。	A・B・C・D・UC		
施術の介助	介 助	<input type="checkbox"/> 患者誘導ができる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC
		<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者のもと患部を愛護的に扱うことができる。	A・B・C・D・UC	
	施術録	<input type="checkbox"/> 施術録の項目を説明できる。	A・B・C・D・UC	
		<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者が行う診察に参加し、臨床実習指導者が記載する施術録と同水準の記載ができる。	A・B・C・D・UC	

固 定	巻軸包帯	<input type="checkbox"/> 巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC
		<input type="checkbox"/> 巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかの技術を修得している。	A・B・C・D・UC	
	テーピング	<input type="checkbox"/> 患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を説明できる。	A・B・C・D・UC	
		<input type="checkbox"/> 患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を修得している。	A・B・C・D・UC	
その他	<input type="checkbox"/>		A・B・C・D	A・B・C・D
	<input type="checkbox"/>		A・B・C・D	A・B・C・D
	<input type="checkbox"/>		A・B・C・D	A・B・C・D
特記事項	いままでの実習の中で、自分自身で気づいたこと（良かったこと、課題など）について記入してください。			

〔評価基準〕

A：よくできた（優）

B：できた（良）

C：あまりできなかった（可）

D：できなかった（不可）

UC：未実施のためコメントできない（Unable to comment）

最終評価（自己評価、実習生用）

実習生氏名 _____

臨床実習施設名 _____

臨床実習指導者名 _____

最終評価実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

一般目標	行動目標	行動目標評価	一般目標評価	
態 度	<input type="checkbox"/> 施術者に相応しい身だしなみ（服装・容姿）ができる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術者に相応しい挨拶と言葉遣いができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 時間や約束事を守ることができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者の指示に適切に応えることができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 実習先のスタッフと良好なコミュニケーションを築くことができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 実習に際して目的意識を持って臨むことができる（積極性）。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 患者に不快感を与えない態度がとれる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 守秘義務・個人情報に注意を払っている。	A・B・C・D・UC		
付帯業務	<input type="checkbox"/> 施術室や待合室などの清潔保持ができる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術道具及び施術機器の衛生管理に努めることができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 受付で、予診表の記入方法を説明できる。	A・B・C・D・UC		
診 察	<input type="checkbox"/> 医療面接（問診）と身体診察（触診など）の手順が説明できる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 医療面接（問診）ができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 身体診察（触診など）ができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> ROM、MMTなどの計測、評価を説明できる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> ROM、MMTなどの計測、評価ができる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 各種徒手検査、各反射検査などの評価を説明できる。	A・B・C・D・UC		
	<input type="checkbox"/> 各種徒手検査、各反射検査などで評価ができる。	A・B・C・D・UC		
物理療法	<input type="checkbox"/> 物理療法機器の効果と適応と禁忌が説明できる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 正しく物理療法機器を患者に装着できる。	A・B・C・D・UC		
施術の介助	介 助	<input type="checkbox"/> 患者誘導ができる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC
		<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者のもと患部を愛護的に扱うことができる。	A・B・C・D・UC	
	施術録	<input type="checkbox"/> 施術録の項目を説明できる。	A・B・C・D・UC	
		<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者が行う診察に参加し、臨床実習指導者が記載する施術録と同水準の記載ができる。	A・B・C・D・UC	

固 定	巻軸包帯	<input type="checkbox"/> 巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。	A・B・C・D・UC	A・B・C・D・UC
		<input type="checkbox"/> 巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかの技術を修得している。	A・B・C・D・UC	
	テーピング	<input type="checkbox"/> 患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を説明できる。	A・B・C・D・UC	
		<input type="checkbox"/> 患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を修得している。	A・B・C・D・UC	
その他	<input type="checkbox"/>		A・B・C・D	A・B・C・D
	<input type="checkbox"/>		A・B・C・D	A・B・C・D
	<input type="checkbox"/>		A・B・C・D	A・B・C・D
特記事項	中間評価を踏まえて自分自身で心がけたこと（良かったことをさらに伸ばしたこと、課題について改善したことなど）について記入してください。			

臨床実習生、総合自己評価（最終評価）	A ・ B ・ C ・ D
--------------------	---------------

〔評価基準〕

A：よくできた（優）

B：できた（良）

C：あまりできなかった（可）

D：できなかった（不可）

UC：未実施のためコメントできない（Unable to comment）

臨床実習終了時の振り返り

氏名 _____

施術所 _____

実習期間 _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

記入日 _____

I. 個別の学習目標設定で記入した臨床実習における学習目標

- 1.
- 2.
- 3.

II. 今回の実習で学んだ態度・知識・技能について書いてください。

III. 当初立てた学修目標の達成度はどのくらいですか。

IV. この臨床実習で気づいた自分自身の課題およびその克服に向けた自己学習計画を書いてみてください。

実習調整者氏名 _____

記入日 _____年 _____月 _____日

症例報告

実習生氏名 _____

臨床実習指導者氏名 _____

臨床実習施設名 _____

実 習 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

1. 主 訴

2. 患者像

氏 名

(_____ 歳)

男 ・ 女

職 業

3. 臨床所見

1) 受傷機転

2) 所 見

4. 施 術

1) 病 態

2) 方 針

3) 方 法

5. 施術後の評価

6. 指導管理

7. 考 察.

症例報告記入上の留意点

- I. 症例報告の資料作成にあたっては個人情報等の取り扱いに留意し、必要に応じて臨床実習指導者の指示を受けること。
- II. 症例報告の資料作成場所は臨床実習指導者の許可のもと各施設内のみとし施設外への持ち出しは禁止する。なお診療時間等の不確定要因が絡む場合は臨床実習指導者の指示を仰ぐこと。
- III. 症例報告の提出に際しては以下の事項に留意し、個人を特定できないようにすること。

1. 主訴：患者が訴える最も主要な自覚症状を簡潔に表現したものを記載すること。

2. 患者像

- ①氏名：氏名の記載、イニシャル表記はしないこと。

例) 「A氏」などの意味の無いアルファベット、「○氏」など記号で示す。

- ②生年月日：記載しない。

- ③年齢：原則として「60歳代前半」などとし、具体的な年齢は記載しない。

- ④性別：記載可。

- ⑤職業：「会社員」「福祉関係」「農業」など抽象化して記載する。「柔道整復師」などの具体的な職名は記載しない。

3. 臨床所見

- 1) 受傷機転：日時(いつ)、場所(どこで)、原因(何をしていた、どうなったのか)を記載すること。

- 2) 所見：自覚症状及び他覚所見を記載すること。また評価のポイントとなる項目を箇条書きで記載すると第三者的に説得性が増す。

4. 施術

- 1) 病態：臨床所見からどのような状態かを判断すること。

- 2) 方針：目的を記入すること(例：疼痛緩和を目的とする)。

- 3) 方法：箇条書き記載及び図を活用するとよい(例：電気治療(干渉波)を行った)。

5. 施術後の評価：可能な限り客観的なデータを記載すること。

6. 指導管理：該当する病態を良好な治癒に導くために、施術上ならびに日常生活動作上での励行事項や禁止事項を指示し、それらの指導事項が確実に遵守、実践されるように配慮すること。

7. 考察：施術後の評価を踏まえて、伝聞・推定を含めた内容で記載すること。

※その他：PC等で作成したファイルの取扱いについて個人情報に関する事項は消去すること。
またその際には必ず臨床実習指導者の指示を仰ぐこと。

アクシデント・インシデント・事故 報告書

臨床実習施設名		
報告者（学生）		
発生日時		年 月 日 （午前・午後） 時 分頃
実習指導者への報告日時		年 月 日 （午前・午後） 時 分頃
実習調整者への報告日時		年 月 日 （午前・午後） 時 分頃
対象者情報		性別： <input type="checkbox"/> 男性・ <input type="checkbox"/> 女性 年齢： 歳代
概要（何がどうした）		
原因		
経過・対応		
被害	対象者への信頼度	<input type="checkbox"/> 大きく損なう <input type="checkbox"/> 少し損なう <input type="checkbox"/> 余り損なわない
	生命への危険度	<input type="checkbox"/> 極めて高い <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 可能性あり <input type="checkbox"/> 可能性低い <input type="checkbox"/> ない
	物品 （その他）	
被害の状況・程度		
問題点・課題の分析		

- ・アクシデント・インシデント・事故を引き起こした場合、学生は直ちに臨床実習指導者に報告する。
- ・アクシデント・事故発生の場合は、臨床実習指導者の指示の下、初期対応が終わったからできるだけ早く、実習調整者に電話等で報告する。
- ・本報告書は、臨床実習中の学生がアクシデント・インシデント・事故の状況を把握、分析し、養成施設内教育に役立てるものです。

臨床実習指導者： _____ 印

実習調整者： _____ 印

柔道整復師養成施設指導ガイドライン（抜粋）※

8. 実習に関する事項

- (1) 臨床実習として、附属の臨床実習施設又は施術所を確保すること。また、必要に応じ医療機関等の実習施設を確保すること。
- (2) 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり実習を行う施設をいうこと。
- (3) 医療機関等とは、整形外科や救急を行う病院や診療所、スキー場等の救護所などのスポーツ施設、機能訓練指導員を配置している介護施設等の施設をいうこと。
- (4) 臨床実習は、附属の臨床実習施設または施術所で実施することを基本とし、機能訓練指導員を配置している介護施設等においては1単位を超えない範囲に限ること。
- (5) 施術所は、次の要件を満たしていること。
 - ア 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿った実習ができること。
 - イ 施術所は5年以上の開業実績があること。
 - ウ 教員の資格を有する柔道整復師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「柔道整復師臨床実習指導者講習会」を修了した柔道整復師である臨床実習指導者が配置されていること。
 - エ 過去1年間の施術日の平均受診者数が20名以上であること。
 - オ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
 - カ 施術所の開設者は、過去を含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
 - キ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。

※ 「医政局0331第52号 平成29年3月31日 厚生労働省医政局 局長通知
柔道整復師養成施設指導ガイドラインの一部改正について」より抜粋

甲（臨床実習施設）が定めた諸規則・心得等（参考例）

平成〇〇年〇月〇日

施術所 : 〇〇接骨院 院長〇〇〇〇

医療機関等 : 〇〇クリニック 院長〇〇〇〇

1. 外来患者さんが来院しています。礼節ある態度で参加すること。
 - 例) 雑談、私語は慎むこと。
 - 例) 実習中は、許可なく施術室に出入りをしないこと。
 - 例) スマートフォンなどの電源は off にすること。
 - 例) 喫煙者は禁煙に努めること。
2. 服装は清潔感があるもので参加すること。
 - 例) 施設への往復はリクルート・スタイルで臨むこと。
 - 例) 爪は短く切り、清潔感あるヘアースタイル、風貌で臨むこと。
 - 例) 施設内の服装は清潔感ある各養成施設指定の白衣、ズボン、靴下、
実習用シューズ又はスニーカー（白色）で臨むこと。
3. 真摯な態度で臨むこと。

みなさんが真摯な態度で臨まないと実習中に中止の通達をします。
さらに来年度、みなさんの養成施設からの実習生の受入を断ることもあり得ます。

 - 例) 挨拶をしないこと。
 - 例) 連絡なく指定された時間に遅れること。
 - 例) 体調不良などにより参加できなくなったときに事前に連絡をいれないこと。
 - 例) 実習内容を市井で話してしまうこと。
 - 例) 患者さんに不信感を抱かれてしまうような行為をしてしまうこと。
4. 筆記用具等は持ち運びできるサイズを必ず準備すること。
5. 貴重品は各自で管理すること。
6. 施術所への交通手段は公共交通機関を利用すること。
7. 昼食は各自で用意してきてください。

なお昼食時間は流動的になることもあるため指示にしたがうこと。
8. 休憩時間は指示にしたがうこと。
9. その他
着替え場所、時間帯、実習先の連絡先などについては実習調整者と相談のうえ施術所に確認を入れること。

臨床実習施設の届出に係る提出書類等 ※

提出書類	必要記載事項
変更届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養成施設名（複数課程がある場合は課程も） ・ 変更事項 ・ 変更年月日 ・ 適用年月日 ・ 実習調整者氏名 ・ 添付書類
臨床実習施設承諾書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習施設の開設者が実習を承諾する旨 ・ 承諾年月日 ・ 実習時間 ・ 実習単位 ・ 実習 1 回あたりの受入数 ・ 実習指導者氏名 ・ 承認印又は署名 ・ 資格名 ・ 実務経験年数
臨床実習施設の概況書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習施設の名称 ・ 開設者の氏名（法人にあたっては、名称） ・ 場所 ・ 実習施設の種類 ・ 開設年月日 ・ 面積 ・ 昨年度の実習生の受入状況 ・ 施術所の場合は、最近 1 年間の柔道整復施術を受けた者の延べ人数 ・ 施術所の場合は、最近 1 年間の柔道整復施術を受けた者の施術日 1 日あたりの平均受診者数 ・ 開設者が療養費申請資格停止等の行政処分を受けたことがない旨（施術所に限る） ・ 実習用設備
その他変更事項を確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床実習指導者の履歴書 ・ 資格免許証の写し ・ 実習指導者講習会修了証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職歴 ・ 教育歴 ・ 資格の取得年月日 ・ 実習指導者講習会の受講の有無

その他に、変更理由書、変更について法人の決定を確認できる書類（議事録の写し等）、臨床実習施設の新旧対照表を併せて提出すること。

※「愛知県健康福祉部保健医療局 医務課医務グループ 平成 29 年 7 月 3 日 事務連絡」より

臨床実習に関する協定書

公益社団法人日本柔道整復師会（以下「甲」という。）と公益社団法人全国柔道整復学校協会（以下「乙」という。）とは、甲の会員の施術所における柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和 47 年 5 月 13 日文部省・厚生省令第 2 号）に定める臨床実習に関し、次のとおり協定する。

（甲の協力）

第 1 条 甲は、臨床実習の円滑な実施を目的として乙に協力する。

（事前協議）

第 2 条 乙に所属する柔道整復師養成施設（以下「養成施設」という。）が甲に所属する会員が開設する施術所（以下「施術所」という。）に臨床実習を依頼しようとする場合は、施術所が所属する都道府県柔道整復師会と事前に協議する。

（学生への事前指導）

第 3 条 養成施設は、学生に臨床実習を受講させるに当たり、学生に対し、臨床実習の意義、目的及びに施術所における注意点等を指導する。

（誓約書）

第 4 条 臨床実習施設の対象となる施術所は、所属する都道府県柔道整復師会に対し、また臨床実習を受講する学生は、臨床実習を受講する施術所に対し、それぞれ別途定める誓約書を提出する。

（報告）

第 5 条 第 2 条及び前条の手続きを経て養成施設の学生の臨床実習を引き受けた施術所は、別途定める様式を使用して学生別に臨床実習日毎の実習内容を記録し、当該学生の臨床実習期間終了後、速やかに養成施設へ報告する。

（費用）

第 6 条 養成施設の学生が施術所において定められた臨床実習期間を終了した場合は、養成施設から施術所に対し、臨床実習費用として学生一人当たり臨床実習 1 時間につき 2 5 0 円を支払う。

(甲と乙の協議)

第7条 この協定の運用に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、お互いに誠意をもって解決する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から1年間とする。ただし、協定期間満了日の3ヶ月前までに当事者の一方から書面による意思表示がない限り、この協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(雑 則)

第9条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲と乙は各自その1通を保有する。

平成29年4月25日

甲 東京都台東区上野公園16-9
公益社団法人日本柔道整復師会
会 長 工 藤 鉄 男

乙 東京都港区浜松町1丁目6-2
公益社団法人全国柔道整復学校協会
会 長 碓 井 貞 成

臨床実習前施術試験等評価票（見学型）

試験日		学生氏名	
-----	--	------	--

試験項目	例示として関節運動の理解と実習に望む心得とした。
------	--------------------------

評価 1 - 1

関節運動の理解 ※各関節の運動方向を答えさせる。 (すべてチェックし、できた項目に○、できなかった項目に×を記入)	
肩関節	
肘関節	
手関節	
股関節	
膝関節	
足関節	
採 点	

評価 1 - 2

実習に臨む心得 (すべてチェックし、できた項目に○、できなかった項目に×を記入)	
相応しい身だしなみができる（服装、頭髪、爪、化粧等）	
挨拶（自己紹介）ができる	
適切な言葉づかいができる	
清潔の意味が説明できる	
施術所の清潔保持の重要性について説明ができる	
守秘義務が説明できる	
採 点	

※採点は1項目○で1点、×で0点

※採点は1項目○で1点、×で0点

審査員 1 得点	点	審査員 2 得点	点
----------	---	----------	---

審査員 2 名の評価得点合計を総合評価とする。総合評価区分（3段階評価）は下記の通りとする。総合評価 A および B は合格とし、総合評価 C の者は再審査を受診しなければならない。	
総合評価 A	・・・ 28点～24点
総合評価 B	・・・ 23点～19点
総合評価 C	・・・ 19点未満

合計点数	点	総合評価	
------	---	------	--

臨床実習前施術試験等評価票（参加型）

試験日		学生氏名	
-----	--	------	--

試験項目	例示として医療面接と関節可動域（ROM）測定的能力とした。
------	-------------------------------

評価 2 - 1

医療面接の能力	
（すべてチェックし、できた項目に○、できなかった項目に×を記入）	
患者誘導が適切にできている	
適切な言葉づかいができている	
主訴を正確に聴取できている	
現病歴を聴取できている	
既往歴を聴取できる。	
家族歴、社会歴等が聴取できる、	
患部の確認ができている	
患者の様子を観察しながら面接できている	
採 点	

評価 2 - 2

検査の能力（ROM 測定）	
※出題した項目にレ点を付ける。	
<input type="checkbox"/> 肩関節	<input type="checkbox"/> 肘関節
<input type="checkbox"/> 手関節	
<input type="checkbox"/> 股関節	<input type="checkbox"/> 膝関節
<input type="checkbox"/> 足関節	
（すべてチェックし、できた項目に○、できなかった項目に×を記入）	
出題した関節可動域が説明できる	
患者への指示が適切である	
患者に対する介助方法が適切である	
患部を愛護的に扱っている	
測定時に肢位が適切である	
軸心、基本軸、移動軸が説明できる	
採 点	

※採点は 1 項目○で 1 点、×で 0 点

※採点は 1 項目○で 1 点、×で 0 点

審査員 1 得点	点	審査員 2 得点	点
----------	---	----------	---

<p>審査員 2 名の評価得点合計を総合評価とする。総合評価区分（3 段階評価）は下記の通りとする。総合評価 A および B は合格とし、総合評価 C の者は再審査を受診しなければならない。</p> <p>総合評価 A …… 28 点～24 点</p> <p>総合評価 B …… 23 点～19 点</p> <p>総合評価 C …… 19 点未満</p>	
---	--

合計点数	点	総合評価	
------	---	------	--

参考資料 7

○ルーブリック評価

①レポート評価

多くの養成施設では臨床実習での評価にレポート提出が想定されると思慮される。臨地実習の期間における教育目標での見学型臨地実習に記されている以下の到達目標の内容がレポートに含まれていなければならない。

- i) 施設ではどのような患者さんを施術しているのか。
- ii) 施設ではどのような事を行っているか。
- iii) 施設ではどのような職種の方がどのような仕事内容を分担しているのか。
- iv) 施術者が患者さんに対し、どのような態度で接しているか。
- v) これからの自分の学習目標

②ルーブリック評価

本ガイドラインでは近年、大学でも取り入れられており、特にレポート評価等で有用なルーブリック評価を紹介する。

ルーブリック評価とは評価指標(評価基準=criteria=学習活動に応じたより具体的な到達目標)と、評価指標に即した評価基準(standards=scales=description=どの程度できればどの評点を与えるかの特徴の記述)のマトリクスで示される配点表を用いた成績評価方法のことである。

尺度	IV	III	II	I
項目	…できる …している	…できる …している	…できる …している	…できない …していない

ルーブリックのメリットは、教員にとってレポートを採点する時間が短くなることである。ここには採点基準が厳格に書いてあり、ルーブリックの該当箇所をチェックを入れるだけで、最後まで決まらずに採点でき、かつ採点時間がかなり短縮されることになる。それは成績評価の一貫性と公平性が確保されることであり、加えて学生の学習状況や修得状況が正確に把握できる。

【ルーブリック評価の例】

項目 / 評価基準	A+ (100点) A (90点)	B+ (80点) B (70点)	C (60点)	D (0点)
内容	レポートに要求されているすべての内容・項目が含まれている。	レポートに要求されているほとんどの内容・項目が含まれている。	レポートに要求されているいくつかの内容・項目が含まれている。	レポートに要求されている内容・項目がほとんど含まれていない。
今後の学習目標、気づき	レポートにこれからの自分自身の学習目標や実習での気づきの	レポートにこれからの自分自身の学習目標や実習での気づきの両方を少	レポートにこれからの自分自身の学習目標や実習での気づきの	レポートにこれからの自分自身の学習目標や実習での気づきの両方をま

	両方を十分に示している。	し示している。	一方を少し示している。	まったく示していない。
構成	レポートが完全かつ緻密に構成され、事柄を容易に見つけることができる。	レポートが上手に構成されているが、事柄を見つけるのに少々困難である。	レポートがある程度上手に構成されているが、事柄を見つけるのに少々困難である。	レポートの構成が試みられているものの、事柄を見つけるのに困難である。
文体	句読点、文法に関してエラーがない。	句読点、文法に関して若干のエラーがある。	句読点、文法に関してエラーが明らかである。	句読点、文法に関してエラーが多すぎる。
省察	省察(学習に対する反省)のすべてに個人的反省が含まれ、記述的・洞察的である。	省察(学習に対する反省)のほとんどに個人的反省が含まれ、記述的・洞察的である。	省察(学習に対する反省)の一部に個人的反省が含まれ、記述的・洞察的である。	省察(学習に対する反省)のわずかに個人的反省が含まれ、記述的・洞察的である。

【学習ポートフォリオ採点指針(ルーブリック)の例(土持, 2009) 改変】

③ルーブリック評価の意義

達成水準が明確になることにより、テスト法では困難な「思考・判断」や「関心・意欲・態度」、「技能・表現」の評価に向くとされ、大学では学生の示したパフォーマンス(論文や作品、演出等)をもとにして、レポートの評価、学生の活動や作品・演出・実験の観察評価、プレゼンテーションやグループ活動の自己評価・相互評価、複数の教員で担当する初年次教育、オムニバス授業の評価などに有効であるとされている。

	知識・理解	思考・判断	関心・意欲	態度	技能・表現
テスト法	◎	○			
レポート法	○	◎	○	◎	○
観察法	○	○	◎	○	◎
面接法	◎	◎	◎	○	
質問紙法			◎		
自己評価法		○	○	○	○
相互評価法		○	○	○	○
作品法			◎	○	◎
ポートフォリオ法			○	○	○

表 6. ルーブリック評価に適した成績評価法と観点 (参考) 梶田叡一『教育評価』、有斐閣双書、2005

ルーブリック評価は表 6 に示されるように、「知識・理解」を評価する「テスト法」や学習者の感想や意識などを問う「質問紙法」を除いて、「思考・判断」や「関心・意欲・態度」、「技能・表現」を評価するすべて評価方法に適していると言えることができる。とくに大学の試験に多用される「レポート法」やアクティブ・ラーニングで求められるプレゼンテーションやディスカッションの参加度を評価する「自己評価法」、「相互評価法」などは、ルーブリック評価の今後の開発と普及が望まれる分野であるといえよう。

参考資料 8

○ポートフォリオ評価

参加型臨地実習の評価で、学習や仕事のプロセス全体を時系列で俯瞰して見ることによって、テストなどで数値化できないその人の評価を可能とするポートフォリオ評価を紹介する。

①ポートフォリオ (portfolio)

ポートフォリオとは、もともと「紙ばさみ、書類鞆」(ファイル)を意味する言葉で、自分で調べた資料やまとめたノート、その時感じたメモ等を、時系列にファイリングして保存したものを指す。

ただ単に集積するのではなく自分で立てた教育目標・学習計画に沿って、調べた資料やメモ、考えや行動、自分のトライ・アンド・エラーがわかるもの全てをまとめていく。ここでは目標と成果(達成度)を照らし合わせて自ら評価することを可能とする。自分のしたことを自分で見ながら目標に向うのである。このように、その人が何をしてくてきたかという学習の軌跡が追えるだけでなく、これから何を目指せばよいのかを形成的に評価することができる。

- ・ 学習の軌跡が追えること
- ・ 指導者だけでなく学生自身の学びにも有効であること
- ・ 過程から「気づきのための評価」である形成的評価を行い、指導改善にも役立つこと

表 7. ポートフォリオ評価の特徴

②元ポートフォリオを再構築して凝縮ポートフォリオをつくる

研修履歴などすべてが入ったポートフォリオを元ポートフォリオという。この元ポートフォリオは学習の軌跡を残すため、大量の情報が集められる。したがって元ポートフォリオから大事なことだけを凝縮し、まとめて再構築しておく凝縮ポートフォリオを折々に作成しておくことも必要である。

③本ガイドラインでの運用例

本ガイドラインではⅣ. 学生のあり方の4. 学生の課題と提出書類で①個別の学習目標設定、②デイリーノート、③中間評価、④最終評価、⑤臨床実習終了時の振り返り(感想文)、⑥症例報告、⑦出席表、⑧欠席届・遅刻届・早退届を課している。

これらに加えて学生自身が実習中に気づいたメモ、自己反省、患者さんの声、臨床実習指導者の意見、学生仲間どうしの意見、実習調整者の意見などを時系列にファイリングして学生自身の臨床実習ポートフォリオを作成していく。

これらのポートフォリオから自己成長(成長報告書)したこと、困難や苦手としている現状を確認することによって気づきができる。

④ポートフォリオ作成の留意点

ポートフォリオは学習の軌跡を残すことが必要なためそれなりの手間と時間がかかること。そのためポートフォリオ作成にあたってレポートなどの書類作成に習熟していない学生にはレポート指導が必要となる。また様々な資料を一元化するため個人情報の扱いには留意しなければならない。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修目標 ・ 診察マニュアル ・ 自分の研究記録 ・ 発表論文、寄稿 ・ 実習体験 ・ 自己評価表 ・ どんな患者さんを診てきたか ・ 患者さんをどうやって診てきたかの記録 ・ 身につけた手法や技術を書き出したもの ・ 特殊な病例、興味深い所見 ・ 治療計画 ・ 有効だった治療法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効だった診断法 ・ 患者の症状の課題リストアップ ・ 患者とのコミュニケーション記録 ・ 自己研鑽歴がわかるもの ・ 患者からの手紙・コメント ・ 同僚や上級医との対話記録 ・ 患者さんからのアンケート類 ・ 研修中の有効な経験 ・ 自分なりの効果的な経験 ・ 診療器具をうまく使うスキル ・ 資格一覧 ・ スキルや知識、経験を証明するもの etc
---	--

表 8. 研修医ポートフォリオに入れるもの [出典:「医学ポートフォリオ」(鈴木敏恵)]

参考文献

I 臨床（地）実習の目的と目標

- 1) 日本医学教育学会編. 臨床実習・臨床研修、指導実践マニュアル. 第1版, 東京, 文光堂, 2008.

V 臨床実習カリキュラム

- 1) (社) 東洋療法学校協会編. あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師 臨床実習ガイドライン. 第1版, 東京, 2008, 5-11.
- 2) 厚生労働省. 柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会(第3回)資料. 資料3. カリキュラム等の改善に係る提案, 2016.
- 3) 平成26年度文部科学省受託事業 「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進 柔道整復師養成分野第三者評価モデル実施のための第三者評価システムの概要. 私立専門学校等評価研究機, 2015, 39-40. .
- 4) 平成26年度 文部科学省 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業 スポーツ医療の実践スキルを備えたコメディカル人材の教育プログラム等の開発、事業報告. 学校法人産業技術学園・北海道ハイテクノロジー専門学校, 2015, 79-84.
- 5) 平成29年度 柔道整復師卒後臨床研修実施要領. 公益財団法人柔道整復研修試験財団, 17.
- 6) 佐藤寿一, 木村眞司, 横谷省治. 医学生を地域で育てる 地域基盤型プライマリ・ケア実習の手引き. プライマリ・ケア教育連絡協議会, 2005, 19-29.

VI 評価

- 1) 土持ゲリー法、学習ポートフォリオ採点指針(ループリック)の例 改変, 2009.
- 2) 鈴木敏恵. ポートフォリオ評価とコーチング手法. 第1版, 東京, 医学書院, 2011.
- 3) 日本医学教育学会卒前臨床教育委員会編. 診療参加型臨床実習ガイド. 第1版, 東京, 篠原出版新社, 2005.
- 4) 平成28年度改訂版、医学教育モデル・コア・カリキュラム. モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会 電子文献
www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/033-2/toushin/1383962.htm [accessed 2018-01-15]

IX 医療事故の予防、発生後の対応

- 1) 作業療法 臨床実習の手引き. 第4版, 社団法人日本作業療法士協会, 2010. 電子文献
www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2012/08/rinshoujishshuVer.422203251.pdf [accessed 2018-01-15]

X 個人情報保護法と守秘義務

- 1) 平成26年度 臨床実習の手引き 国際医療福祉専門学校 七尾校 理学療法科 電子文献
<http://kifs-nanao.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/a2e20f50723c28cbd914bef2c945962b.pdf>
[accessed 2018-01-15]
- 2) (公社) 東洋療法学校協会新カリキュラムワーキンググループ編. 臨床実習マニュアル. 2017, 27.
- 3) (社) 日本理学療法士協会編. 臨床実習教育の手引き. 第5版, 東京, 2011, 134.

XII シラバスの例示

- 1) (社) 東洋療法学校協会編. あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師 臨床実習ガイドライン. 第1版, 東京, 2008, 51-53.

柔道整復師
臨床(地)実習ガイドライン

2018年(平成30年)4月1日 第1版第1刷

編集・発行 公益社団法人全国柔道整復学校協会

〒105-0013

東京都港区浜松町1丁目6-2 丸神ビル1階

TEL : 03-5405-1690 FAX : 03-5405-3790

URL : <http://www.judo-seifuku.or.jp>

メールアドレス : info@judo-seifuku.or.jp

※本書の無断複写は著作権法上での例外を除き、禁じられています。
複写される場合は、その都度、事前に許諾を得てください。